

目 次

1) <u>月刊華鐘通信・巻頭言集(2017年5月～2017年10月)</u> ……………	1
2) <u>『会計法』改正と会計従業資格の取消しについて</u> ……………	15
3) <u>各省市の結婚休暇・出産休暇について(更新版)</u> ……………	17
4) <u>2017年7月1日以降の増値税税率13%の廃止について</u> ……………	19
5) <u>2017年度の中国各地の前年度社会平均給与について</u> ……………	21
6) <u>企業名称の「使用禁止制限」と「同一近似比較対照」規則について Q&A(1～4)</u> …	23
7) <u>自動車販売管理弁法</u> (日中対照訳)……………	31



267 号巻頭言

想定外に良好な中国とアメリカの蜜月関係の行方

日本では5月のゴールデンウィークが終わって、第2四半期の本格的な企業活動が再開されたが、中国では最近5月の国民休日が1日のメーデーのみとなって、五一黄金週（ゴールデンウィーク）という呼び名はなくなった。中華圏のアジア各国では年初に「春節」という大型連休があるが、実際に昨年中国の第1四半期GDPと第2四半期のGDPは、同じ前年同期比6.7%の成長率ながら絶対値は第1四半期16.2兆元、第2四半期18.1兆元と12%もの差異がある。休日の多い方が消費が促進されて経済が活性化するという議論があるが、それは大多数の人々の所得が向上して消費に回す原資が増加していることが前提であり、中国ではこの20年来その好循環が続いて目覚ましい経済成長を遂げた。

日本のゴールデンウィーク休暇中に世界の政治と経済の情勢はかなり大きく動いた。フランス大統領選挙で「親EU」の立場を鮮明にした39歳のマクロン氏が66%の支持率を得て圧勝し、トランプ大統領がメキシコとの隔壁建設の予算を計上せず、第1四半期アメリカの対中貿易赤字が前年比6.7%増加したにもかかわらず、トランプ大統領は中国非難のコメントを差し控え、逆にロス商務長官が3月の対日赤字が33%増えたことで「メキシコや日本との貿易赤字はもはや耐え難い水準」とコメントしたことなど、世界はイギリスのEU離脱とトランプ大統領当選で、一時は抵抗し難いトレンドに見えた「反グローバリズム、保護主義的ナショナリズム」の世界的な潮流が、北朝鮮の挑発的言動で、急激に「グローバリズム推進、反保護主義、反ナショナリズム」の方向に巻き戻されているように見える。アメリカが孤立主義に陥ることが無ければ世界にとって望ましい方向であろう。

もともと世界経済の中心に位置して全世界に

強大な影響力を持つアメリカと中国の両国が、自国さえよければよいという保護主義的主張で争い事をする事は、政治的にも経済的にも世界の安定維持のためにはあってはならないことである。両国間の貿易不均衡の問題がいかに大きな問題であるとしても両国間の話し合いで解決されなければならない問題であり、それが世界経済に悪い影響を与えるようなことは避けられなければならない。この点は中国も理解しており、それが4月6、7日の両日、習近平主席のアメリカ訪問によるトランプ大統領との会談実現の原動力となったであろう。この習近平主席のアメリカ訪問時の中国側の提案が「貿易不均衡是正のための100日計画」であったと言われている。実際に中国とアメリカの貿易不均衡は半端な数字ではない。本当はこちらの方が「もはや耐え難い水準」と言えるはずである。中国とアメリカの貿易統計の数字は、中国税関発表とアメリカ商務省発表では全く数字が異なっていて、2016年の実績で中国税関発表ではアメリカの貿易赤字は2,507億ドル、一方でアメリカ商務省発表ではアメリカの貿易赤字は3,470億ドルであり、その差は1,000億ドルに近い。同じく中国と日本の間の貿易不均衡も中国税関発表では162億ドルの中国側の貿易赤字であるが、日本の財務省統計では日本側の貿易赤字が423億ドルである。これは中国税関の貿易統計が香港を他の国と同じ独立した貿易相手として扱っているために起こる現象で、アメリカ商務省も日本財務省も香港経由であっても中国オリジンであれば中国からの輸入としてカウントするのでこのような大きなギャップとなるのである。実際に中国の貿易相手国地域としては、欧州、アメリカ、アセアンに次いで香港が第4位、第6位の日本よりはるかに貿易総額が多い。以上

のような事情で、中国の貿易黒字の数字は中国税関の発表数字ではなく、アメリカは商務省、日本は財務省の数字を使わざるを得ないが、それで見るとアメリカの対中国の貿易赤字と全貿易赤字に占める割合は、2014 年 3,449 億ドル 46.9%、2015 年 3,672 億ドル 49.2%、2016 年 3,470 億ドル 47.2%となって、メキシコや日本の5~600 億ドルとは桁が違う大きさである。言い換えればそれだけアメリカと中国の貿易関係は密接で不可分とも言える。しかし最近のトランプ大統領は対中貿易赤字問題や中国の南シナ海人工島建設問題などは後回しで、まずは中国と密接に協力して北朝鮮の核問題を片付けようと躍起であり、確かにこちらの方が世界全体にとって緊急性がある大きな問題である。いずれにしても中国とアメリカの意思疎通が過去のどの時期に比較しても密接になっていることは世界の安定にとっては何よりのことである。

話は変わるが、最近の世界における中国とアメリカの役割が逆転しつつある。中国の考え方や主張は、習近平主席があらゆる国際会議を通じて強調しているように、グローバリズム、開放経済、反保護主義である。今年 1 月に開かれたダボス会議にて習近平主席は、基調演説において、1) 経済グローバル化は世界経済成長に不可欠の原動力である。グローバル化こそが商品と資本の流動、科学技術と文明の進歩、各国人民の往来を促し、資金、技術、製品、産業、人の流れを保障する。2) あらゆる形態の保護主義に反対する。貿易や投資の促進に向け、開放・透明、互惠・ウィンウィンの開放型世界経済を構築することが重要である、と強調した。

この習近平主席の演説はアメリカが大統領交代で欠席であったこともあって、世界の大部分の国から大きな支持を得たとされている。従来、トランプ大統領が出現するまでは、世界はアメリカを中心に世界経済グローバリズムを推進して来た。自国中心の保護主義に反対して T

PP などの多国間で開放的な市場競争環境を推進してきた。ところがトランプ大統領はこれまでのアメリカの政策を全否定、180 度方向転換して「アメリカ第 1 主義、全てをアメリカの利益の為に」という反グローバリズム、アメリカ至上保護主義を打出した。しかし世界各国は相互に密接に繋がっておりどの国も孤立しては生きていけない。その意味では、アメリカに代わって今後は中国が世界のグローバリズム推進のリーダーとしての役割を負わなければならない状況になっているのではなかろうか。

しかしアメリカの大統領選挙期間中にあれほど過激に中国を攻撃していたトランプ大統領であるが、就任後は態度を一変させた。特に 4 月の習近平主席のアメリカ訪問と 7, 8 時間にも及ぶ 2 日間の密度の濃い会談の後では、トランプ大統領の中国或いは習近平主席に対する気の使い様は尋常ではない。会談後のコメントでも 1 日目は「われわれの相性はすごくいい。互いに好意を持っている。私は彼のことがとても好きだ」、2 日目会談終了後は「我々は非常によい関係を築いた。大いに気が合った。お互いに好感を持ったし、私は彼がとても好きになった」とべた褒めである。勿論シリア問題や北朝鮮問題があって、特に後者については、トランプ大統領は「核保有を止めれば北朝鮮の現体制を認める。38 度線を越えて侵攻もしない」という破格の条件を中国に託して、中国を窓口に協同して北朝鮮との交渉を行おうとしている。この事態はトランプ氏の大統領就任前の「アメリカ第 1 主義」とはかなりかけ離れているが、それはそれで大変いい方向への方針転換であろう。

中国の第 1 四半期の経済状況についてコメントする字数が無くなったが、アメリカと中国の景気が上向きなので、世界景気も比較的順調である。年の後半で多少減速するであろうが、当面は大きな懸念が無い状況である。

（総経理 古林恒雄 2017/5/10 記）

2017 年第 1 四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2016 年		2016 年		2017 年	
		通年	前年比	1-3 月	前年同期比	1-3 月	前年同期比
国内総生産 (GDP)	億元	744, 127	6. 7%	161, 572	6. 7%	180, 683	6. 9%
第一次産業	億元	63, 671	3. 3%	8, 803	2. 9%	8, 654	3. 0%
第二次産業	億元	296, 236	6. 1%	61, 325	5. 8%	70, 005	6. 4%
第三次産業	億元	384, 221	7. 8%	91, 445	7. 6%	102, 024	7. 7%
工業生産付加価値額	億元	-	6. 0%	-	5. 8%	-	6. 8%
固定資産投資	億元	596, 501	8. 1%	85, 843	10. 7%	93, 777	9. 2%
東部地区投資	億元	249, 665	9. 1%	41, 762	11. 0%	45, 792	9. 7%
中部地区投資	億元	156, 762	12. 0%	21, 726	13. 3%	23, 941	11. 6%
西部地区投資	億元	154, 054	12. 2%	19, 853	13. 2%	21, 726	9. 4%
第一次産業投資	億元	18, 838	21. 1%	1, 949	25. 5%	2, 335	19. 8%
第二次産業投資	億元	231, 826	3. 5%	33, 664	7. 3%	35, 094	4. 2%
第三次産業投資	億元	345, 837	10. 9%	50, 230	12. 6%	56, 349	12. 2%
不動産開発投資	億元	102, 581	6. 9%	17, 677	6. 2%	19, 292	9. 1%
社会消費品小売総額	億元	332, 316	10. 4%	78, 024	10. 3%	85, 823	10. 0%
小売業	億元	296, 518	10. 4%	69, 722	10. 2%	76, 627	9. 9%
飲食業	億元	35, 799	10. 8%	8, 302	11. 3	9, 196	10. 8%
自動車販売台数	万台	2, 803	13. 7%	653	6. 0%	700	7. 0%
卸売り物価指数 (PPI)		-	-1. 4% ↓	-	-4. 8% ↓	-	7. 4% ↑
消費者物価指数 (CPI)		-	2. 0% ↑	-	2. 1% ↑	-	1. 4% ↑
食品		-	3. 8% ↑	-	5. 1% ↑	-	0. 8% ↓
衣服		-	1. 4% ↑	-	1. 7% ↑	-	1. 2% ↑
全住民可処分所得 (実質)	元	23, 821	6. 3%	6, 619	6. 5%	7, 184	7. 0%
都市可処分所得 (実質)	元	33, 616	5. 6%	9, 255	5. 8%	9, 986	6. 3%
農村部純所得 (実質)	元	12, 363	6. 2%	3, 578	7. 0%	3, 880	7. 2%
輸出入貿易総額	億ドル	36, 849	-6. 8%	8, 021	-11. 3%	9, 000	15. 0%
一般貿易	億ドル	20, 283	-5. 1%	4, 483	-10. 2%	5, 062	16. 2%
加工貿易	億ドル	11, 850	-4. 9%	2, 510	-11. 6%	2, 602	3. 7%
輸出総額	億ドル	20, 974	-7. 7%	4, 639	-9. 6%	4, 828	8. 2%
輸入総額	億ドル	15, 875	-5. 5%	3, 382	-13. 5%	4, 172	24. 0%
貿易黒字	億ドル	5, 100	-14. 2%	1, 257	1. 6%	656	-47. 8%
外貨準備高	億ドル	30, 105	-9. 6%	32, 126	-13. 9%	30, 091	-6. 3%
対外債務残高	億ドル	14, 207	2. 7%	13, 315	-21. 6%	-	-
社会融資増加額	億元	178, 000	15. 5%	65, 858	42. 9%	69, 300	5. 2%
非銀行融資増加額	億元	59, 240	44. 6%	21, 497	117. 3%	23, 518	9. 4%
マネーサプライ M2	千億元	1, 550	11. 3%	1, 446	13. 4%	1, 600	10. 6%
外国投資契約件数	件	27, 900	5. 0%	5, 956	1. 6%	6, 383	7. 2%
外国投資実行総額	億ドル	1, 260	-0. 2%	354	4. 5%	338	-4. 5%
合併・合作	億ドル	310	11. 5%	103	60. 9%	77	-25. 2%
独資	億ドル	861	-9. 6%	224	-19. 9%	241	7. 7%
対外投資実行総額	億ドル	1, 701	44. 1%	401	55. 4%	205	-48. 8%
上海株価指数		3, 104	435 ↓	3, 004	744 ↓	3, 223	219 ↑
株式時価総額	億元	507, 686	-4. 4%	454, 156	-4. 8%	539, 583	18. 8%
株式取引総額の総計	億元	1, 273, 845	-50. 1%	320, 400	-22. 3%	260, 810	-18. 6%
為替レート 1 US\$	元	6. 9370	6. 8%	6. 4612	5. 2%	6. 8993	6. 8%
100 円	元	5. 9591	10. 6%	5. 7530	12. 2%	6. 1766	7. 4%
1 ユーロ	元	7. 3068	3. 0%	7. 3312	10. 0%	7. 3721	0. 6%



268 号巻頭言

便利な自転車シェアリング

丸で一夜にして上海の街角や全国の大規模都市に自転車シェアリングサービスが出現したような状況です。統計データによれば、現在市場には 20 数種の自転車シェアリングのブランドが存在し、この中では OFO のレンタル自転車数が最多であって、80 万台に達し、その市場シェアは 51.2%、摩拜のレンタル自転車台数は 60 万台、その市場シェアは 40.1%です。また、電動自転車のシェアリング、カーシェアリング等の交通手段のシェアリングも出現しています。

利用者はスマホのアプリをダウンロードするだけで使用が可能です。自転車シェアリングは人々に便利をもたらし、地下鉄、公共交通から自宅迄の 2~3 km の距離の交通不便の問題を解決してくれました。その料金基準は、摩拜の場合、保証金として 299 元を前払いし、別途 10 元を納めれば直ぐに使用が可能です。使用する毎に距離や時間で料金を計算し、通常 30 分以内は 1 元です。便利が手に入ると同時に問題も発生しています。無秩序な駐輪、荒っぽい使い方で壊れる等、修理が追い付かず、未成年児童の利用による交通事故等の問題も存在し、各種マスコミでは常にプラス面、マイナス面の情報が発信されています。但し、メリットがデメリットを大きく上回っていることは確かであり、政府の態度も同様で、市場需要にマッチングしていれば、法律では禁止せず市場が決めれば良い、普及後に発生した問題は、管理部門が調整して解決すればよいとの姿勢です。

この様な公衆の利益に関連し、環境や交通に影響を及ぼす行為は、成熟した先進国(例えば日本)では、厳格な保障対策が無い状況で普及することは考えられません。

現在の自転車シェアリングは多くの人々の近距離外出や出退勤の交通手段の第 1 選択肢となり、私も摩拜のアプリをダウンロードして

出退勤時に自宅から地下鉄駅までよく利用しています。使用においては問題もあります。例えば退勤時、地下鉄駅ではレンタル自転車が見つからない可能性が高いことです。雨天の場合も不便です。また、ある時発生した問題はかなり面倒でした。ある日の出勤時、スマホで二次元バーコードをスキャンした所、アプリでは既にアンロック・使用状態となっていたが、レンタル自転車はまだロック状態でした。システムを通じてのカスタマーサービスからはなかなか回答が無く、直ぐにアンロックになるかと思うとその場を離れることが出来ず、別のレンタル自転車を探してアンロックすることも出来ず、15 分ほどその場で待った後、歩いて地下鉄駅に向かい、寸での所で会社の遅刻は免れました。40 数分後にシステムが自動的に遮断され、料金は発生していませんでしたが、時間を無駄にしてしまいました。

自転車シェアリングでは依然として多くの問題の改善が待たれ、政府の実効性のある管理制度、運営規則の発表が必要です。2017 年 5 月 7 日、中国自転車協会自転車シェアリング専門委員会設立大会が上海で招集開催され、その作業の四大趣旨が制定されました。

委員会が制定した具体的細則には、保有レンタル自転車は毎年「健康診断」を実施すること、3 年使用した自転車は強制的に廃棄処分にとこと、自転車の稼働率は 95%以上であること、レンタル料金は 3 元以内であること、通報ホットラインは 24 時間通じること等が含まれています。また、利用者の身長、年齢も規定しました。

同時に委員会はプラットフォームに対しても具体的な規定を発表しました。利用者に対しては実名による登記及び登録が要求され、人身・第三者傷害保険の強制加入が含まれています。また、プラットフォームでは自転車保有総数に対し 5%以上の比率で自転車管理人員、メ

メンテナンス人員、運営調整人員を配備することが要求されています。これらの規則の切迫発表によって、政府の指導の下での業界規範は正に整備されていることを実現しているのです。

2016 年末現在、中国の自転車シェアリング市場全体利用者数は既に 1,886 万人に達し、2017 年末の利用者数は 5,000 万人に達するとされています。市場規模の拡大は自転車需要台数の急激上昇をもたらし、上海には過去鳳凰と永久に二大ブランドが存在していましたが、需要台数が常に減少したことから、2016 年迄、メーカーは非常に小さな生産規模を維持していただけでした。自転車シェアリングの出現後、各メーカーは生産規模を拡大せざるを得ず、残業によってその生産を賄っております。自転車シェアリングの市場進出が一つの業界の復活と「爆発」をもたらしました。政府の高効率によってプラットフォーム、利用者、メーカー等マルチ Win-Win の結果が得られたのです。

政府の効率と言えば、最近遭遇したことの 1 件で政府の事務効率は向上していると感じた次第です。先週、乗用車のナンバープレートが盗まれてしまいました。公安局車両管理所の規定に基づきナンバープレートの再発行手続きをするしかなく、その手続きの場合、やれ資料が足りない、資料が提出要求に合わない等で何回も足を運んでやっと手続き出来るのだなと思ったのです。ところが車両管理所に行き手続きを行い、窓口で受理された後、約 20 分待ち、100 元の手続費を支払って手続きは順調に終わり、何の気なしについてで何時新しいナンバープレートが交付されるのかと聞くと（公式サイトでは 15 営業日との規定あり）、驚いたことに担当者は 30 分待てば直接交付するとのことで、にわかには信じられませんでした。公安部門が事前に全ての車両のバックアップ用ナンバープレートを準備しておくはずがないと思いつつ窓口の担当者に何気なく聞いてみると、ナンバープレート再発行の場合の受取期間を短縮するため、車両管理所内に特別簡単なプレス設

備を設置して、いつでも新しいナンバープレートを作成出来るとのことでした。今回、自分が実際に経験してみて政府のサービス機能は徐々に強化されていると実感したのです。

最近、同級生から自動車シェアリングサービスの利用を勧められ、彼は既に自家用車を売ってしまい、経常的に同サービスを利用しています。環境保護にもなり、便利で費用も節約できると実感しているようです。自動車シェアリングサービスを展開する会社である TOGO 途歌が今年 1 月 20 日、上海でのテスト運用を開始し、第 1 弾として 100 台のベンツ smart 車が人民広場、淮海路、外灘ペニンシュラホテル、上海展覽館等の地に投入され、「タイムシェアレンタル」方式が採用されました。即ち、距離と時間で料金が計算され、時間の場合、昼間（7:00～21:00）は 0.35 元/分、夜間（21:00～7:00）：0.02 元/分です。距離の場合は、1.98 元/km、0.1 km 毎で決済されます。利用者は登録時に先ず運転免許証の提示が必要で、1,500 元の保証金を前払いし、上記の操作を完了した後、車両予約が可能となります。自動車の返却は固定の場所に返さなければならず、自動車シェアリング運営拠点範囲外での車両の返却は最も近い拠点からの直線距離による車両返却サービス料金が要求されます。私も自動車シェアリングサービスの利用を考えています。出張で夜の 10 時以降に上海に戻った場合、空港からの地下鉄は既に営業を終了しており、タクシー乗車は長蛇の列を覚悟しなければなりませんので、自動車シェアリングは便利で合理的な選択肢です。カーシェアリングも自転車シェアリングと同じように急速に発展し、人々が日常に利用する交通手段になると信じています。

（常務副総経理 顧中鈺 2017/6/5 記）



269 号巻頭言

『労働契約法』改定について

『労働契約法』が2008年1月1日より施行されてから2017年末で満10年となる。『同法』施行を控え、『同法』に対応する為の社内規則改定の依頼が急増することが予想されたので、人事労務コンサルの専門部隊として、「法労部」（現HR・法務部）を2007年半ばに設立し、労働契約書、就業規則、人事考課・給与規程等の社内規則のフォーマットを『同法』の内容を踏まえて全面リニューアルした。また、2007年10月の秋季華鐘セミナーで『労働契約法』をテーマとして取り上げたところ、上海会場は1,000名を超える申し込みがあり、台風直撃に伴う悪天候にも関わらず、当日は約800名の方にご参加頂き、新錦江飯店の会場を4部屋借りて、メイン会場とサブ会場とをテレビ中継で繋いで講演を行ったのは懐かしい思い出である。

『労働契約法』の特徴としては、先ず『労働法』、各地の『労働契約条例』及びその他の労働部発の個別規則の中から、労働者の雇用（採用、解雇）に関連する条項を最大公約数的に一つに取り纏めて、個別条項の内容をより具体化した点が挙げられる。これにより、会社が労働者を解雇（労働契約を終止・解除）する場合の基準が経済補償基準を含め明確化された。同時に、会社側としても、労働者の解雇においてより規範的な対応が求められることとなった。次に、いくつかの新たな規定が盛り込まれたことで、労働者の権益保護の色彩が鮮明になり、労働仲裁申請の無料化とあいまって労働者の権利意識が飛躍的に向上する結果となったことである。これら新規定の主なものについては次の通りである。①労働者の権益に関わる制度の制改定や重大事項の決定に当たって労働者側意見の聴取と民主的協議及びその結果の労働者全体への公示または告知が義務化された（第

4条）。②労働契約の書面締結が義務化され（第10条）、書面未締結時の罰則が規定された（第82条）。③無期限労働契約締結基準として、従来からの勤続満10年の基準に加えて、「三回目の労働契約締結時点」という基準が追加された（第14条）。但し、その起算点は『同法』施行後の契約継続時点とされた（第97条）。④試用期間も労働契約期間の一部であるとされ、試用期間中の給与基準、試用期間中に労働者を解雇する場合の会社側の理由説明責任が規定された（第19条～第21条）。⑤労働契約期間満了時に会社がこれを継続しない（終止する）場合の経済補償基準が追加された（第46条）。⑥集団契約の締結について規定された（第51条～第56条）。⑦労務派遣について初めて規定が設けられた（第57条～第67条）。⑧違法解雇に対する賠償金基準が規定された（第87条）。

『労働契約法』施行以前は、労働契約を書面締結する義務が無かったので、会社側が給与や残業代の支払い等の労働契約条件を履行することなく、随意に労働者を解雇しても、雇用関係を証明するものが無ければ労働者は異議申立ての手段を何ら持たず泣き寝入りするしかなかった。また、試用期間に関して期間のみが規定され、労働者の権利関係については何も規定が無かったので、試用期間中はいわば「何でもあり」と解釈され、試用期間と称して低賃金で季節工を雇用し、役目が終われば随意に解雇することも可能であった。このように旧制度は雇用者側に有利であり、各地で労働者を搾取する行為が横行していた。日系企業がこのような行為を普遍的に行っていた訳ではないので、『労働契約法』が施行されて、労働者の権益が強化されることを迷惑と感じた日系企業は少なくないであろうが、中国社会全体で見れば、

労働者の立場を雇用者と同等に引き上げて、その權益保護を明確化したという点で『同法』のもたらした意義は大きいと言える。

一方、楼繼偉財政局長が昨年3月の全国人民代表大会の記者会見で述べた意見を踏まえて、人事社会保障省局は2016年3月22日に『同法』の改正に向けた作業を始める方針を明らかにしている。2008年の『同法』施行より10年弱の時間が経過し、中国の労働者の可処分所得は都市住民で約2倍、農村住民で約2.5倍に増加する等、中国の社会構造には大きな変化が見られ、労働者の權益保護に重点を置いた『同法』の見直しを行うべき時期に来ていることは明らかと言えよう。

『同法』のその後の改定検討状況は全く明らかにされていないが、筆者の個人的意見としての要改正点は次の三点である。先ず、第14条の「無期限労働契約締結要件」のうちの“三回目の労働契約締結時点”について、“三回目の契約締結時点”における会社側からの労働契約終止（不更新）をできるようにすることである。当該時点での契約終止可否については『労働契約法』上では明確化されていないが、『同法』施行当初より“終止不可”との解釈が示され、各地の無期限労働契約締結をめぐる労働仲裁においても同解釈に沿った裁定が出されていることに拠る。唯一、上海市のみが、上海市高级人民法院の2009年3月の司法意見により、“期限付契約を締結する限り、その期限到来時点においては労使共にこれを終止することが可能であり、勤続満10年の要件に該当しない限り、無期限労働契約を締結する必要は無い”との合理的解釈を示している。『労働契約法』もこの上海市の解釈に沿って改定すべきと考える。

次に、第41条の「リストラ」要件の緩和である。現行規定では、“会社と比較的長期の労働契約を締結している者”、“会社と無期限労働契約を締結している者”を優先的にリストラ

対象者から除外しなければならないことになっていることから、リストラ対象者は“若者”“入社歴の浅い者”とならざるを得ず、これらの者は“長期契約締結者”や“無期限契約締結者”と比べて給与水準も低いので、必然的にリストラによる労務費削減効果も限定的とならざるを得ない。加えて、人事考課結果不芳者の人員削減を行いたい場合や余剰気味の管理職員を削減したいといった場合にも、上述の制限によってリストラ対象人員を自由に選択することができず、これによって会社内での人材の流動化が阻害される結果となっている。

最後に、経済補償金計算基数上限値の適用範囲の拡大である。経済補償金の計算基数は、『同法』第47条にて、“労働契約解除または終止前12ヶ月間の平均給与”とされており、“地元前年度社会平均月収の3倍”がその上限となっている。例えば、上海市の2016年度の社会平均月収は6,504元なので、高額給与の社員を解雇する場合でも、経済補償金の計算基数としては、その3倍額である19,512元が上限値となる。但し、『同法』第97条の規定により、当該上限値が適用されるのは、『同法』施行後の2008年以降の勤続年数分に対してのみとなるので、2007年以前の勤続年数分については、各地方法規に別段の規定でも無い限り、基本的には“青天井”、つまり10年以上も前の勤続年数分に対して“直近一年間の平均給与”によって計算基数を計算しなければならないので、老企業のベテラン社員を解雇する際には、とんでもない金額の経済補償金を支払わなければならないことになる訳である。

以上の点の改定による人員再配置時の企業側の裁量権拡大と経済補償金負担軽減による人材の流動化と新陳代謝の促進がこれからの中国における企業の活力増進には不可欠と筆者は考える次第である。

（常務副総経理 能瀬徹 2017/7/6 記）



270 号巻頭言

好調な中国経済、2017 年上半期の実績

8 月 7 日の立秋を過ぎてこれからは多少涼しくなるであろうが、今年の夏は異常気象と思えるほどに暑かった。上海では 7 月 21 日に市内の徐家匯測定点で摂氏 40.9 度という同測定点開設以来 145 年の最高気温値を記録した。また 7 月は気温が摂氏 35 度以上の中国で言う高温日が 23 日、37 度以上の同酷暑日が 16 日間もあった。2013 年に 40.8 度が 1 回と 40.6 度が 3 回という記録があり、この年も相当の酷暑日が続いたようなので、4 年ぶりの暑い夏であった。

例年この酷暑日が続く 8 月に社員旅行をするのが当社の恒例伝統行事であるが、今年も 7 月 29 日から 8 月 2 日まで、家族を含めて 110 名前後の華鐘社員旅行ツアーが実施された。当社の海外社員旅行は 1998 年から始めており今年で 20 周年なので歴史は長い。当時の社員数は 20 名前後で参加したのは 18 名、パスポートを保有していた中国人社員は日本留学の 2 名だけで、その他の社員は中国以外の世界はまったく知らないままで、日本企業相手のコンサルティングをしていた。従って社員旅行の目的は社員全員にパスポートを持たせて、中国以外の海外の空気を吸わせることであり、当時で費用が最も安かったタイへの社員旅行を行ったのが始まりである。最近では旅行社が日本へ行く場合は、ホテルの予約が難しいので 40 人を超える団体は引き受けかねるということで 4 組ぐらいに分散して行くケースが増えていた。今年は昔のように全員が一緒に行こうということで、旅行社の勧めで同社がチャーターして 4,500 人の観光客を乗せるというクルーズ船で、震災のお見舞いもかねて熊本に行くことになった。乗った船は初めて中国人観光客専用建造されたという、上海を母港とする諾唯真喜悅(Norwegian Joy)号、総トン数 168 千トン、最大客数 4,930 名、レス



トラン 28 ヶ所、各種プール、各種劇場、各種娯楽施設、カジノなどを備える。ドイツのマイヤー造船所で建造されて今年 6 月に初航海をして今回が 2 回目のクルーズという事であった。

感心したのはこのノルウェー・ジャンクルーズラインというアメリカの会社(NASDAQ 上場)は、納期から逆算すると 6, 7 年前には中国を母港とするかくも巨大な中国人観光客専用のクルーズ船を次々と発注していたということである。ほとんどの船がドイツで建造されており、日本の船会社が受注した一回り小さいクルーズ船が建造時のトラブルで 1 千億円以上の損失を出してクルーズ船建造から撤退したことを思い出させて何とも複雑な気持ちであった。ここ数年、日本においては中国経済崩壊論が主流であり、実際にも日本から中国に対する投資額が急減した時期と重なることも重く見る必要がある。世界の見方と日本の見方がかくも離れていて、どちらが正しかったかは現在の中国の観光ブームを見れば論を待たないであろう。昨年 2016 年訪日クルーズ旅客数は前年比 78.5%増 199 万人、寄港回数 1,444 回という事だが、日本のほとんどの港にはクルーズ専門の埠頭が無くコンテナヤードを転用しているのに対して、上海港のクルーズ船専門埠頭は、国際空港と全く同じ入出国の条件が完備したターミナル施設で常時拡張工事

を進めている。両国のインフラストラクチャーの差はあまりにも大きい。

さて 2017 年の上半期を終えて下半期に入ったが、11 月にもいよいよ 5 年に一度の中国共産党全国代表大会（今年は第 19 回）が開催される予定である。今回の大会では中国共産党の最高指導幹部である中央政治局常務委員 7 人の内、習近平氏と李克強氏を除いては、幹部定年内規（任期中に 73 歳を越えない）に触れるために 5 人の常務委員が改選になるはずで、それに関して海外のマスコミは様々な憶測記事を面白くおかしく脚色して流しているが、大勢は既に決まっています。改選予定 5 人で一番若い王岐山氏（1948 年生まれで今年 69 歳、任期 5 年で 74 歳になる）の留任が憶測されているが、先般も人民銀行総裁の周小川氏が定年延長で留任し、身近では我が華鐘コンサルタントの前董事長も 2 年の定年延長があつて、定年延長と言うのはそれほど特別なことではない。日本的な感覚で言えば王岐山氏は戦後生まれの 60 歳代であり十分に若く、必要であれば留任すればよいと思う。いずれにしても 4 人か 5 人は新規に選任されるが、やはり最も注目されるのは 5 年後の第 20 回党大会で後継者候補となる人の選任であろう。習近平、李克強の現最高指導者は 10 年前の第 17 回大会でそれぞれ 54 歳、52 歳で選任された例を踏襲すれば、今回大会で次世代指導者候補が選任されるはずであり、それが誰であるかは全国民関心の的である。

さて本題の 2017 年上半期の経済状況であるが、一言で言えば中国は景気過熱防止の引き締め環境下であるにもかかわらず、主としてアメリカと EU の好景気にけん引される形で極めて好調であった。年初の政府目標は「GDP（国内総生産）成長率を 6.5%前後とする」であり、想定としては 6.4%～6.6%であったはずであるが、生産、消費、輸出入貿易ともに好調で、物価は

CPI で 1.4%上昇という優等生さで、GDP は目標を大きく上回る前年同期比 6.9%増となった。

2017 年上半期の GDP は 38 兆 1,490 億元（6 月末レートで日本円換算 630.72 兆円）であり、特に第三次産業が前年同期比 7.7%増の 20 兆 6,516 億元となり全 GDP の 54.1%を占めた。また成長率に対する寄与度では、GDP6.9%増の内訳が消費で 4.4%増（全体の 63.4%）、固定資本投資で 2.3%増（全体の 32.7%）、純輸出 0.3%増ということで、明らかに中国の経済成長が、消費主導の形に転換したことが分かる。社会消費財小売総額は前年同期比 10.4%増の 17 兆 2,369 億元（日本円換算 285.0 兆円）で、特にネットによる小売額は 33.4%増の 3 兆 1,073 億元と激増している。ちなみに越境 EC 輸入額（個人が海外製品を直接輸入）も昨年 1 兆元前後と見られており、今年は更に増加する模様である。

第二次産業も好調であり、第二次産業の GDP は 6.4%増の 15 兆 2,987 億元となった。工業生産付加価値額は前年同期比 6.9%と前年の 6.0%より 0.9 ポイントも増加し、自動車販売台数も、急増した前年の台数を 4.1%上回る 1,335 万台を売り上げた。自動車販売台数については、中国政府が国家発展改革委員会と関連部門が「自動車産業中長期発展計画」を公布し「2025 年に新エネルギー車の販売台数シェアを 20%以上」と明確に規定し、中国の将来方向を電気自動車（EV）化としたことが、フランスとドイツがガソリン車全廃の方向を出したことと併せて、世界的にパニック状況を巻き起こしている。

その他、輸出額が前年同期比 8.5%増となり外貨保有高も増加に転じて人民元対ドルレートも最安値から 4%以上人民元高になるなど、多くの指標面で中国経済は好調である。日本では依然として中国に勝ったとか負けたとかの議論が盛んだが、いい加減に両国を比較することを止めて、如何に利用するかを考えた方が良さそうである。（総経理 古林恒雄 2017/8/14 記）

2017 年第 2 四半期の中国経済実績値

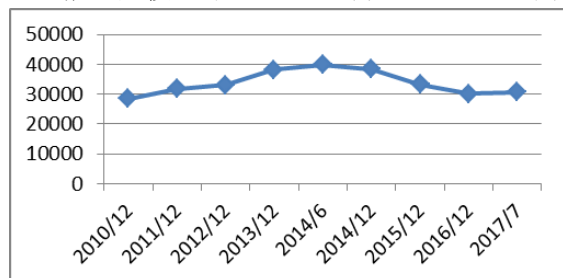
項 目	単位	2016 年		2016 年		2017 年	
		通年	前年比	1-6 月	前年同期比	1-6 月	前年同期比
国内総生産 (GDP)	億元	744, 127	6. 7%	340, 637	6. 7%	381, 490	6. 9%
第一次産業	億元	63, 671	3. 3%	22, 097	3. 1%	21, 987	3. 5%
第二次産業	億元	296, 236	6. 1%	134, 250	6. 1%	152, 987	6. 4%
第三次産業	億元	384, 221	7. 8%	184, 290	7. 5%	206, 516	7. 7%
工業生産付加価値額	億元	-	6. 0%	-	6. 0%	-	6. 9%
固定資産投資	億元	596, 501	8. 1%	258, 360	9. 0%	280, 605	8. 6%
東部地区投資	億元	249, 665	9. 1%	111, 135	11. 0%	121, 595	9. 1%
中部地区投資	億元	156, 762	12. 0%	67, 775	12. 8%	73, 837	10. 1%
西部地区投資	億元	154, 054	12. 2%	65, 339	13. 5%	72, 350	10. 7%
第一次産業投資	億元	18, 838	21. 1%	7, 460	21. 1%	8, 694	16. 5%
第二次産業投資	億元	231, 826	3. 5%	101, 702	4. 4%	105, 807	4. 0%
第三次産業投資	億元	345, 837	10. 9%	149, 198	11. 7%	166, 104	11. 3%
不動産開発投資	億元	102, 581	6. 9%	46, 631	6. 1%	50, 610	8. 5%
社会消費品小売総額	億元	332, 316	10. 4%	156, 138	10. 3%	172, 369	10. 4%
小売業	億元	296, 518	10. 4%	139, 455	10. 2%	153, 822	10. 3%
飲食業	億元	35, 799	10. 8%	16, 683	11. 2%	18, 546	11. 2%
自動車販売台数	万台	2, 803	13. 7%	1, 283	8. 1%	1, 335	4. 1%
卸売り物価指数 (PPI)		-	-1. 4% ↓	-	-3. 9% ↓	-	6. 6% ↑
消費者物価指数 (CPI)		-	2. 0% ↑	-	2. 1% ↑	-	1. 4% ↑
食品		-	3. 8% ↑	-	5. 0% ↑	-	0. 8% ↓
衣服		-	1. 4% ↑	-	1. 6% ↑	-	1. 3% ↑
全住民可処分所得 (実質)	元	23, 821	6. 3%	11, 886	6. 5%	12, 932	7. 3%
都市可処分所得 (実質)	元	33, 616	5. 6%	16, 957	5. 8%	18, 322	6. 5%
農村部純所得 (実質)	元	12, 363	6. 2%	6, 050	6. 7%	6, 562	7. 4%
輸出入貿易総額	億ドル	36, 849	-6. 8%	17, 127	-8. 7%	19, 095	13. 0%
一般貿易	億ドル	20, 283	-5. 1%	9, 664	-6. 8%	10, 836	13. 8%
加工貿易	億ドル	11, 850	-4. 9%	5, 270	-9. 8%	5, 421	2. 9%
輸出総額	億ドル	20, 974	-7. 7%	9, 855	-7. 7%	10, 473	8. 5%
輸入総額	億ドル	15, 875	-5. 5%	7, 272	-10. 2%	8, 622	18. 9%
貿易黒字	億ドル	5, 100	-14. 2%	2, 583	-1. 9%	1, 851	-28. 3%
外貨準備高	億ドル	30, 105	-9. 6%	32, 000	-13. 3%	30, 568	-4. 5%
対外債務残高	億ドル	14, 207	2. 7%	13, 563	-20. 5%	-	-
社会融資増加額	億元	178, 000	15. 5%	97, 540	10. 9%	111, 684	14. 5%
非銀行融資増加額	億元	59, 240	44. 6%	23, 853	26. 1%	29, 114	22. 1%
マネーサプライ M2	千億元	1, 550	11. 3%	1, 491	11. 8%	1, 631	9. 4%
外国投資契約件数	件	27, 900	5. 0%	13, 402	12. 5%	15, 053	12. 3%
外国投資実行総額	億ドル	1, 260	-0. 2%	694	1. 5%	656	-5. 4%
合併・合作	億ドル	310	11. 5%	185	28. 5%	166	-10. 3%
独資	億ドル	861	-9. 6%	460	-12. 5%	446	-3. 1%
対外投資実行総額	億ドル	1, 701	44. 1%	889	58. 7%	482	-45. 8%
上海株価指数		3, 104	435 ↓	2, 930	1, 347 ↓	3, 192	262 ↑
株式時価総額	億元	507, 686	-4. 4%	463, 201	26. 2%	533, 944	15. 3%
株式取引総額の総計	億元	1, 273, 845	-50. 1%	640, 185	-54. 4%	522, 566	-18. 4%
為替レート 1 US\$	元	6. 9370	6. 8%	6. 6312	8. 5%	6. 7744	2. 2%
100 円	元	5. 9591	10. 6%	6. 4491	28. 8%	6. 0485	-6. 2%
1 ユーロ	元	7. 3068	3. 0%	7. 3750	7. 4%	7. 7496	5. 1%



271 号巻頭言

中国外貨準備高変動の影響

中国の外貨準備高は2014年下半年から2016年迄の大幅流出を経験した後、2017年2月より小幅に回復し始めました(下のグラフ参照)。



中央銀行の統計データによれば、7月末現在の外貨準備高は3兆807.20億米ドルであり、6ヶ月連続で増え続けています。

中国の外貨準備高の推移を見ると、新中国建国初期よりかなり長い期間、中国の外貨準備高は基本的に0(ゼロ)で、マイナス値が出現したこともありました。改革開放後、経済の発展と対外貿易の増加に伴い、1996年末に初めて1,000億米ドルを突破。2006年2月には8,537億米ドルに達し、日本を抜いて世界最大の外貨準備高保有国となりました。2010年3月時点での中国の外貨準備高は2兆4,470億米ドルで、世界首位の座を保持。中国の外貨準備高のピークは2014年6月で、3兆9,932億米ドルに達しましたが、2017年1月末には3兆米ドルを下回り、2兆9,982億米ドルとなりました。

筆者は先日、非貿易外貨支払をテーマとした朝食会に参加しました。朝食会での情報によれば、上海市の対外支払額は既に全国サービス貿易合計の3分の1を占めているとのことでした。ここ数年、貿易赤字のほとんどが上海市にて発生しており、全国その他都市の貿易黒字でも上海市の貿易赤字を賄いきれません。その原因を追究すれば、主として一部の大きな決済機関のほとんどが上海市に登録していることでした。例えば銀聯決済センター、信用カードセンター、支付宝等です。

3兆米ドルの外貨準備高は一種の心理防戦ラインに相当し、国家外貨管理局は特に2016

年12月、政府が2017年1月から中国人個人の外貨への両替限度額を年間5万米ドルとしたことによる、外貨への両替ラッシュを心配したのでした。外貨流出の主力は個人的要因で、海外留学、海外での不動産購入、その他投資等。13億人の中で、その5%が1月に5万米ドルを交換したと仮定すれば、国の外貨準備高は限りなく0(ゼロ)に近づく可能性があります。外貨の持続的流出というプレッシャーの下、外貨管理部門は多くの不正流出を防止する対策を発表しました。具体的には、個人の海外不動産物件購入、海外での保険加入、海外留学を目的とした毎年5万米ドル以上の両替は不合理と見做すこと、友人間や親戚間での限度額の相互利用不可等です。外貨管理部門は国内の人民元資金の流出先を通じて借用限度額であるか否かを判断出来、この調査で事実であることが確認された場合、関係者は数年間の外貨両替限度額を取り消される可能性があり、しかも罰金も課せられます。

同様に政府部門は企業の外貨流出に対しても監督管理を強化しています。例えば、外資企業の集中利益配当に対する監査です。特に過去の年度の利益配当に対し専門の会計監査報告書が必要です。対外寄付金、コミッション料の支払、代金返還、賠償金、国際輸送等の支払に対し重点的にチェックします。5万米ドル以下の届出不要の支払に対しては、5万米ドル以上を分割して支払っている現象の有無を重点的にチェックします。親会社の派遣人員に対する役務費等の立替払金も真実性の確認が必須です。三国間貿易の支払条件に対しては要求が追加されました。過去の三国間貿易では前受後払いの原則が採用され、中国法人は商流上に存在するのみで、中国税関には輸出入記録が存在せず、外貨部門もその真実性を確認することが出来なかったのです。ある企業はこの流れを利用

して架空の三国間貿易をでっち上げて、対外支払を実行していました。この外貨流出を管理出来ない点に対応して、外貨管理部門は、三国間貿易代金支払では貨物の船荷証券正本をもって代金支払の根拠とすることを要求しました。しかしながら実際には多くの近距離の三国間貿易ではこの要求を達成することが出来ませんので、現時点では多くの企業が近距離三国間貿易の放棄を選択せざるを得ないのです。

国家外貨管理局は8月初旬、25の外貨規定違反の典型的な事件を通報し、罰金、没収金額合計はRMB3,385.54万元に達しました。今回主に罰せられたのは、架空取引を背景とした外貨の違法な海外送金、個人の違法な外貨両替、海外への違法な資金移転等の行為でした。

例えば、捷匯通(天津)貿易有限公司は輸入貿易をでっち上げ、「貨物代金前払」を名目として4,825.78万米ドルを対外送金し、巨額の外貨資金の違法流出を行いました。最終的にこの会社は罰金RMB606万元が課せられました。また、個人の違法な資金移転は金銭的処罰のみならず、監獄入獄となることもあります。例えば、2013年～2015年の期間に、陳某等4名は本人と親戚友人の名義で100枚余の銀行カードの手続を実施。マカオにて香港ドル現金を引き出し、内密に地元商店や賭博場に売り、関連金額はRMB4.76億元に上りました。陳某等4名はRMB30万元の罰金を課せられただけでなく、懲役3年から5年の判決を受けました。規定違反した金融機関も処分されました。このほか、寧波銀行上海張江支店は、企業が提出した船荷証券は全てコピーであり、当該企業の貨物保有権と三国間貿易が行われた事実を証明出来ない状況下で、三国間貿易と証票書類の真実性、合理性に対するデューデリジェンスチェックが行われないまま、その三国間貿易のために4件の外貨支払手続を実施。合計金額は9,217.69万米ドルでした。監督管理部門は当該支店に対しRMB100万元の罰金を課しただけでなく、その法人向け外国為替業務の1年間の停止を命じまし

た。公文書では更に銀行の分支機構の責任者や従業員による分割外貨交換支払への直接参与の事例にも触れています。具体的には民生銀行三亜支店の16名の銀行職員が個人の外貨交換限度額を貸し出して、当該銀行の支店責任者である汪某及びその友人の外貨両替海外口座送金を幫助し、合計18件の外貨両替業務手続を実施。金額は81.08万米ドルに上り、最終的にRMB100万元の罰金が課せられました。個人向け外国為替業務の1年間の停止を命じられ、責任者の汪某には罰金RMB50万元が課されたほか、関連責任者の責任が追究されました。

人民元為替レートと中国外貨準備高の変動推移は正比例の関係にあり、その動向は基本的に一致しています。個人的には、人民元為替レートは既に外貨準備高が調整されて、谷底を脱し安定した小幅上昇の傾向を示していると考えています。8月30日、オフショア人民元の米ドル交換レートはダブルで6.59の関門を突破し、この1年余りでの最高を更新しました。現時点での中国の実体経済状況は楽観視出来ませんが、経済が好転している局面はかなり高い確率で間違いないでしょう。短期間内での人民元為替レート的大幅ダウン、外貨大量流出の可能性は低いと言えます。

以上により、筆者が2015年に書いた『月刊華鐘通信』No.247の巻頭言：『人民元安が経済に与える影響』の時の状況とは正に反対であって、企業の外債、外貨預金等の方針は随時調整が可能であり、比較的積極的な方法を採用して対応すべきと言えるでしょう。また、注目すべきことは、企業は非貿易取引支払時において、規定に基づく実務操作を行うべきだということです。現時点での非貿易取引支払時の基本規則は、外貨管理局の『[匯發\[2013\]30号](#)』文書であり、企業は分割支払を防止して、真実でないサービス契約書による支払等の良く見られる行為は不可であって、リスクを回避しなければなりません。

（常務副総経理 顧中鈺 2017/8/30 記）



272 号巻頭言

小豆島観光

中国の国慶節休暇に伴い日本に一時帰国した際に弊グループの大阪本社（株）華鐘コンサルティング）の社員旅行に参加した。小豆島は岡山県出身の私にとっては子供の頃から慣れ親しんだ場所であり、小学生の頃には、毎年の夏休みに父方の兄妹 5 家族で小豆島にキャンプに行くのが恒例行事であった。社会人になってからも、最近では忙しくてすっかり足が遠のいてしまったが、10 年ほど前までは弟と一緒に小豆島によく釣りに行った。本巻頭言では、中国人観光客を小豆島に誘致できるかどうか等、今回の小豆島旅行の雑感を述べてみたい。

これまで小豆島の観光地としての可能性など考えたこともなかったが、今回の旅行全体を通じて感じたのは、観光ルートの整備やお土産物の企画等、思ったよりもかなり観光に力を入れているということである。その甲斐あってか、観光客の数は事前に想像していたよりもずっと多かった。往復のフェリーも、以前はもっぱら小豆島住民が本土と往来する為の手段であったが、今回の乗船者はほとんどが観光客であった。観光客の大半は日本人であり、中国人観光客は未だ何組の個人旅行者がいる程度だが、観光バスの発着場所には中国の国旗が掲揚しており、観光ガイドも日中韓英の 4ヶ国語併記で作成されていたので、中国人観光客も少なくはないということであろう。

最初の見どころは、今回宿泊した小豆島国際ホテル前の「エンジェルロード」である。これは、干潮時に現れる砂州を歩いて目の前の小島まで渡れることから、大切な人と手をつないで渡ると、砂州の真ん中で天使が舞い降りてきて、願いを叶えてくれると言われている場所であり、「恋人の聖地」として知られ、いくつかの映画のロケ地にもなっている。今回の小豆島到着日である 10 月 7 日（土）は、岡山宇野港標

準で 17 時 57 分が干潮であり、日没時刻（17 時 41 分）と重なったので、最高のタイミングであった。この場所は中国人観光客にもきっと喜ばれるはずである。

翌 8 日（日）に参加したバスツアーで訪ねた場所のいくつかも印象的であった。まず小豆島オリーブ園である。小豆島は、一年を通じて降雨が少なく温暖な瀬戸内海型気候であり、ヨーロッパの地中海性気候と似ていることから昔からオリーブ栽培とオリーブオイルの生産が盛んである。近年ではこれを加工してオリーブを原料とした乳液や化粧水も売り出されており、一部の日本を良く知る中国人の間では比較的人気が高いそうである。また、パスタやサラダにオリーブオイルを加えることで格段に風味が増す。パンにオリーブオイルを付けて食べるのもお勧めである。これは中華料理にも応用できるのではないかなと思う。

次に、小豆島の観光名所として、日本人にとって最も有名なのは「二十四の瞳映画村」であろう。これは小豆島生まれの壺井栄の小説が映画化された際の撮影場所が観光地となったものである。この映画は、女学校を出て瀬戸内海の一寒村に赴任した女性教師と、同じ年に小学校に入学した 12 人の生徒とのふれあいを軸に、日本が第二次世界大戦に突き進んだ歴史のうねりに否応なく飲み込まれていくこの教師と生徒たちの苦難や悲劇を通し、戦争の悲壮さを描いた作品である。50 年以上も昔の映画が舞台の観光地に中国人観光客が興味を持つのかどうか疑問であったが、実際に訪れて見ると、戦前の日本の街並みや小学校の教室が忠実に再現されていて、映画のことや歴史を知らなくても、見るだけで十分に楽しめる。また、眼前には内海湾が広がっており、海をバックに写真を撮るだけでも価値がある。

その他、小豆島にはキャンプ場が多いので、夏季限定ではあるが、中国人ビジネスマンが家族連れで息抜きに来れば面白いと思われる。港からキャンプ場までの送迎、テントの設営代行サービス、バーベキューセットのレンタル、キャンプ場までの食材や飲料、酒類の配送といった付帯ビジネスも考えられよう。

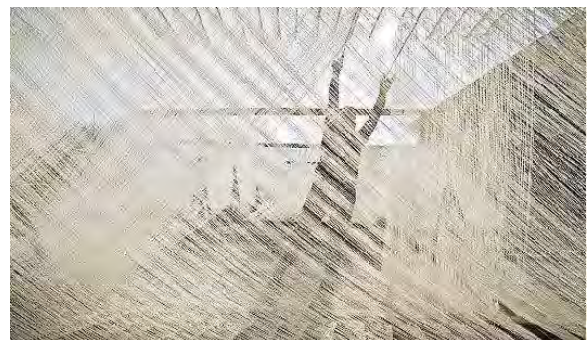
ところで、小豆島は、兵庫県の播州地方、奈良県桜井市の三輪地区等と並んで「そうめん（素麺）」の産地としても有名であるが、「そうめん（素麺）」は中国の「索面（suo mian）」が起源であるかもしれないという面白い説が大阪本社のある中国社員から出て来た。その真偽は別として、中国の「索面」は、「素麺」と同じく小麦粉を原料とし、「百度」上に掲載された写真を見る限り、その見た目はまさに日本の「素麺」そのものである。

中国において「索面」は中国全土どこでも食べられているというほど普遍的な食品ではなく、浙江省の温州や樂清等の浙南と呼ばれる一部の地域でのみ食べられている食材のようであるが、wikipedia で検索したところでは、日本国内では奈良県桜井市が「素麺」発祥の地とされており、奈良時代に唐から伝来した唐菓子の1つである「索餅」に由来するとする説が有力とのことである。漢字表記の面では中国「索面」と日本の「素麺」の起源である「索餅」には同じ「索」の文字が含まれており、全く無関係とも言えなさそうである。唐の時代の「索餅」が中国では地域限定の「索面」となった一方、日本にも伝わって「素麺」に変化したのかもしれない。

「素麺」と「索面」では食べ方が異なる。「素麺」は、言うまでもなく、もっぱら夏場の食べ物であり、麺をゆでてから、氷水や流水で冷し、「めんつゆ」につけて食べるのが最も一般的である。対して、中国の「索面」は、いわゆる「湯麺（タンメン）」であり、スープの中に麺を入

れて、色々な具材を乗せて食べる。

「素麺」と「索面」の食べ方は異なるが、注目したいのは、いずれも製造工程の最後で天日干しを行って麺を乾燥させるという点である。小豆島の「手延べ素麺」を始めとする日本の「素麺」の製造工程を生産者のホームページ等で調べてみても、「素麺」の天日干しは、洗濯物を外に干すように物干竿に「素麺」を掛けて下にたらしただけのものであり、殺風景な作業光景で特段の美しさは無い。一方、中国浙江省浙南地区における「索面」の天日干し光景は、下の写真のごとく、目を奪われる美しさである。日本の「素麺」も天日干しの仕方を工夫する等、やりようによっては小豆島観光のメニューのひとつになり得るのではないだろうか。



本土と四国から小豆島へのアクセスはフェリーに限定される。新岡山港より70分、高松より60分、神戸からは3時間である。大阪や姫路からもフェリーが出ている。大型船が停泊できるほどの大きな港は無く、島内の道も狭いので、何十台ものバスが中国人観光客を乗せて走るのとは不可能であるが、岡山、愛媛、徳島等の周辺他県の観光メニューのひとつとする、関西圏の都市観光のオプションとして組み入れる等すれば、小豆島は個人旅行や小グループでの旅行を受け入れるには十分有望な場所ではないかと思われる。ただ、観光ガイドや売店の売り子さんのいずれも高齢化が目立ち、中国語会話能力等、京都や奈良のような日本を代表する観光地となるには課題も多い。

（常務副総経理 能瀬徹 2017/10/9 記）

★中国ビジネス相談Q&A

■『会計法』改正と会計従業資格の取消しについて

Q: 会計従業資格証の“会計上崗証”が取消されるとのことですが、これに関し教えて下さい。

＜政策法規＞＜会計上崗証＞＜職業資格＞

A: 2017年3月3日、国家財政部は『会計従業資格の行政許可整理状況に関する説明』（中国語：[《会計従業資格行政許可清理情況説明》](#)）をウェブサイトに掲載しました。会計従業資格は取消しが予定される職業資格に入れられており、『中華人民共和国会計法』改正後、正式に取消される見込みです。

1. 中国の会計従業資格の概況

現行の『中華人民共和国会計法』（1999年改正。以下、『会計法』）によると、会計業務に従事する人員は、統一の専門試験に合格して会計従業資格証書を取得する必要がある、これが一般に“会計上崗証”と呼ばれているものです。この証書は会計業参入の資格証書であり、会計業務に従事する場合に必要となるものです。等級区分はありません。会計人員は、“会計上崗証”取得後、規定の継続教育を毎年受ける必要があります、この教育は『会計従業資格証』年度検査合格の条件となっています。

第38条 会計業務に従事する人員は、会計従業資格証書を取得しなければならない。

企業の会計機構責任者（会計主管人員）を担当する場合は、会計従業資格証書を取得するほか、更に、会計師以上の専門技術職務資格或いは会計業務3年以上の経歴を有していなければならない。

会計人員従業資格管理規則は、国务院財政部門が規定する。

近年、会計従業資格試験合格者は毎年160万人前後増加し、増加率は10%に達しています。その一方、国内の会計人員は供給過剰の状況にあり、最新のデータでは、全国2,000万人の会計従業者のうち、300万人の証書保持者は他の業務に携わり、会計従業資格証の価値は下がっていると言えます。

企業の財務会計に関する資格は、この最も基本的な“会計上崗証”の他にも、『[国家職業資格目録リスト公示](#)』（計151項目）にある専門技術人員職業資格58項目の中に、登録会計師（参入類）・初級・中級・高級会計師（レベル評価類）・税務師（レベル評価類）・監査師（レベル評価類）等があります。

※ 『国家職業資格目録リスト』については、2017年1月20日及び23日付け「中国ビジネス相談Q&A」No. 3961、3961『[国家職業資格目録リスト](#)』について（1）、（2）」ご参照。

2. “会計上崗証”の取消し

前述の通り、“会計上崗証”保有者は既に全国で2,000万人に達しています。一方で、政府部門では行政簡素化と権限委譲を進めており、財政部は『[国务院の、一部の職業資格許可及び認定事項の取消しに関する決定](#)』（国発〔2016〕68号）に基づき、取消しを提起する職業資格項目に会計従業資格を組み入れました。但し、会計従業資格の取消しは『会計法』第38条等に関わるため、財政部会計司が現在、『会計法』の改正作業を進めています。

このような背景の下、2017年2月より全国各地の会計従業資格試験は既に停止されています。

3. 既に取得した“会計上崗証”について

人力資源社会保障部関連部門によると、既に取得している“会計上崗証”は、今後も能力水準を証明するものであるとのことです。即ち、『会計法』改正作業が完了して会計従業資格が正式に取り消された後は会計業務に従事するための必須の証書とはならないものの、能力水準を証明するものとして用いることができ、企業は採用応募者の会計知識を知る一助となります。

4. 会計人員の継続教育への参加について

会計人員が引き続き会計人員継続教育に参加すべきか否かについて、財政部会計司は、会計人員の継続教育参加は『会計法』第39条の明確な要求であるとしています。

第39条 会計人員は、職業道德を遵守し、業務資質を高めなければならない。会計人員に対する教育や研修作業を強化しなければならない。

会計業務は専門性が高く、関連知識の更新も比較的速いことから、継続教育制度は会計人員の知識の継続的更新を促し、業務資質や専門的な任務遂行能力を高める一助となります。財政部会計司は、人力資源社会保障部の『専門技術人員継続教育規定』（人力資源社会保障部令第25号）等の精神と合わせ、会計専門技術人員継続教育制度を構築し、会計専門技術人員の継続教育業務をよりよく指導・規範化するとしています。

5. 今後の会計人員の採用基準

今後『会計法』が改正され、“会計上崗証”が取消されると、企業が基本レベルの会計人員を採用する際の最低限の強制基準が無くなります。しかしながら、前述の会計関連の初級・中級・高級会計師・登録会計師及び関連の税務師・監査師等の職名証書（中国語：職稱証書）は残ります。

新卒生は実務経験が無く、また今後は“会計上崗証”の有無で力量を判断することもできないことから、企業は、在学中の会計専攻の成績や実習経験を確認するほかありません。一方、経験のある会計人員については、当人の会計専門学習の状況や所持する職名証書を確認する他、以前の勤務先での実務においてどのような問題を解決できたか聴取する必要があります。

尚、企業は、“会計上崗証”が正式に取消された後は、社内管理制度や人事査定制度の中の“会計上崗証”資格に関わる内容を調整されることをお勧めします。

“会計上崗証”が取り消された後も、会計職に対する企業のニーズが減ることはなく、また高度な会計人材ニーズは高まるものと考えられます。企業の財務会計業務は多様化・専門化し、代理記帳をはじめとする会計業務のアウトソーシングや財務会計年間コンサルティングを利用される企業も増えています。各社におかれましても、お気軽に弊社までご相談・お問い合わせください。

以 上

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 各省市の結婚休暇・出産休暇について(更新版)

Q: 中国各地の最新の結婚休暇と出産休暇の規定について、教えてください。

< 政策法規 > < 出産休暇 > < 結婚休暇 > < 付添休暇 >

A: 2017年3月21日、『[深圳市人民代表大会常務委員会の「深圳経済特区人口・計画生育条例」廃止に関する決定](#)』が公布されました。これで、結婚・出産・出産看護休暇が中国各地で改訂されたことになります。

(本稿は、2016年3月11日付け「中国ビジネス相談Q&A」No. 3750「各省市の結婚休暇・出産休暇について(更新版)」を更新したものです。)

以下は、現時点、各省市の結婚・出産に関する休暇をまとめたものです。

地域	結婚休暇	出産休暇	配偶者 付添休暇	根拠条例 (改正・施行日)
北京	10 日	128 日	15 日	「 北京市人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 24 日)
上海	10 日	128 日	10 日	「 上海市人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 1 日)
天津	3 日	128 日	7 日	「 天津市人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 14 日)
重慶	15 日	128 日	15 日	「 重慶市人口・計画生育条例 」 (2016 年 4 月 1 日)
浙江	3 日	128 日	15 日	「 浙江省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 14 日)
江蘇	13 日	128 日	15 日	「 江蘇省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 30 日)
広東	3 日	178 日	15 日	「 広東省人口・計画生育条例 」 (2016 年 9 月 29 日)
深圳				
山東	3 日	158 日	7 日	「 山東省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 22 日)
安徽	3 日	158 日	10 日(夫婦異地生活の場合 20 日)	「 安徽省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 15 日)
遼寧	10 日	158 日	15 日	「 遼寧省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 23 日)
江西	3 日	158 日	15 日	「 江西省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 20 日)
湖北	3 日	128 日	15 日	「 湖北省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 13 日)
湖南	3 日	158 日	20 日	「 湖南省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 30 日)
四川	3 日	158 日	20 日	「 四川省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 22 日)

日刊華鐘通信 No. 4015		華鐘コンサルタントグループ会員専用		2017年4月17日(月)
福建	15 日	158～180 日	15 日	「 福建省人口・計画生育条例 」 (2016 年 2 月 19 日)
山西	30 日	158 日	15 日	「 山西省人口・計画生育条例 」 (2016 年 1 月 20 日)
河北	18 日	158 日	15 日	「 河北省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 29 日)
河南	21 日	98 日+3 ヶ月	1 ヶ月	「 河南省人口・計画生育条例 」 (2016 年 5 月 27 日)
甘肅	30 日	180 日	30 日	「 甘肅省人口・計画生育条例 」 (2016 年 4 月 1 日)
貴州	13 日	158 日	15 日	「 貴州省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 31 日)
海南	13 日	98 日+3 ヶ月	15 日	「 海南省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 31 日)
黒龍江	15 日(結婚前の医学検査を受けた場合は+10 日)	180 日	15 日	「 黒龍江省人口・計画生育条例 」 (2016 年 4 月 21 日)
吉林	15 日	158 日	15 日	「 吉林省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 30 日)
青海	15 日	158 日	15 日	「 青海省人口・計画生育条例 」 (2016 年 3 月 25 日)
雲南	18 日	158 日	30 日	「 雲南省人口・計画生育条例 」 (2015 年 10 月 1 日)
陝西	3 日(結婚前の医学検査を参加した場合 13 日)	158 日(産前検査を受けた場合 168 日)	15 日(夫婦異地生活の場合 20 日)	「 陝西省人口・計画生育条例 」 (2016 年 5 月 26 日)
寧夏	3 日	158 日	25 日	「 寧夏回族自治区人口・計画生育条例 」(2016 年 1 月 21 日)
広西	3 日	148 日	25 日	「 広西壮族自治区人口・計画生育条例 」(2016 年 1 月 15 日)
内蒙古	18 日	158 日	25 日	「 内蒙古自治区人口・計画生育条例 」(2016 年 3 月 30 日)
新疆	23 日	128 日	15 日	「 新疆维吾尔自治区人口・計画生育条例 」(2016 年 3 月 30 日)

注：上表に記載される休暇日数は、国の規定による休暇日数（結婚休暇 3 日、出産休暇 98 日）と各省市の地方規定による奨励休暇日数により構成されます。また、各省市の地方規定により、（結婚・出産）奨励休暇と付添休暇が普通休日・法定休日にあった場合の処理も違います。

- 普通休日を含むが、法定休日を含まない。例えば：上海市、江蘇省等。
- 普通休日も法定休日も含む。例えば：重慶市、広東省等。
- 明文の規定が無く、歴日数でカウントする。例えば：北京市、遼寧省等。

よって、実務操作上では、会社は所在省/市の衛生・計画生育委員会に問い合わせる必要があります。

結婚・出産休暇について、現在、チベットは従来の通り、《[チベット自治区計画生育暫定管理弁法\(試行\)](#)》(蔵計育字[1992]第 06 号)に基づいて実施しています。

以 上

(作成：公関部 蔡穎)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 2017年7月1日以降の増値税税率13%の廃止について

Q: 増値税の一部の税率の廃止について、教えてください。

< 政策法規 > < 増値税 > < 税務 >

A: 財政部と国家税務総局は、『増値税税率の簡素化に関する政策についての通知』（2017年4月28日付け財税〔2017〕37号、中国語：《[关于简并增值税税率有关政策的通知](#)》）を公布し、2017年7月1日より増値税の複数ある税率のうち、13%の税率を廃止します。

中国政府は経済の体制改革を更に推進するため、2017年『政府業務報告』において増値税税率構造の簡素化を提起し、今年は税率を4区分から3区分に簡素化して企業負担を軽減することとしました。これを受け、財税〔2017〕37号に基づき現行の税率17%・13%・11%・6%のうち、7月1日より13%を廃止します。

1. 対象物品

2017年7月1日より、納税人が以下の物品を販売或いは輸入する場合、税率は11%となります。

増値税税率11%を適用する貨物

No.	品目	概要説明
1	農産品	栽培業・養殖業・林業・牧畜業・水産業で生産する各種植物・動物の初級製品を指す。
2	食用植物油・水道水・集中暖房・集中冷房・熱水・ガス・液化石油ガス・天然ガス・バイオガス・住民用石炭製品・図書・新聞・雑誌・化学肥料・農薬・農機・農業用フィルム	『国家税務総局の、「一部貨物の増値税徴税範囲についての説明」の公布に関する通知』（国税発〔1993〕151号）及び現行の関連規定に基づいて実施し、パームオイル・綿実油・胡桃オイル・オリーブオイル・グレープシードオイル・小中学校教科書付帯製品（各種紙製品及び図紙を含む）・国内印刷企業が印刷を請負い、新聞出版主管部門の批准を得て印刷し、且つ国際基準の書号を用いて編纂した国外の図書・農業用ポンプ・密集型ベーカリー設備・農業用掘削機・野菜洗浄機等を含む。（一部省略、以下同）
3	飼料	動物の飼育に用いる製品或いはその加工品を指す。具体的な徴税範囲は『国家税務総局の、“飼料”注釈の改訂及び増値税徴収免除の管理強化問題に関する通知』（国税発〔1999〕39号）に基づき、豆粕・ペット用飼料・飼料用魚油等を含む。
4	音楽・映像製品	正式に出版され、内容を録画録音した録音テープ・録画テープ・レコード・レーザーディスク及びレーザービデオディスクを指す。
5	電子出版物	デジタル方式で、コンピューター応用プロセスを使用し、図・文章・音声・画像等の内容や情報を編集・加工した後に確定した物理形態を有する磁気・光・電気等の媒体に保存し、コ

日刊華鐘通信 No. 4035		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2017年5月16日(火)
		ンピューター・携帯電話・電子閲覧設備・電子ディスプレイ設備・デジタルオーディオ／映像放映設備・電子ゲーム機・ナビゲーション器機及び類似の機能を有するその他の設備に内蔵して読み取り・使用する大衆伝播メディアを指す。	
6	ジメチルエーテル	化学分子式が CH_3OCH_3 であり、常温常圧で燃えやすく、無毒で、腐蝕性のない気体を指す。	
7	食塩	『食用塩』(GB/T 5461-2016) 及び『食用塩衛生基準』(GB2721-2003) の国家基準に符合する食塩。	

※具体的な貨物範囲の説明は、財税〔2017〕37号の付属書1を参照ください

2. 農産品購入に対応する仕入れ増値税額の控除について

No.	農産品を購入して取得する発票	仕入れ増値税額の計算方式
1	納税人が、一般納税人が発行した増値税専用発票或いは税関輸入増値税専用納付書を取得した場合	増値税専用発票或いは税関輸入増値税専用納付書に記載された増値税額を仕入れ増値税額とする。
2	納税人が、簡易税額計算方式により3%の徴収率で増値税を計算・納税する小規模納税人から増値税専用発票を取得した場合	増値税専用発票に記載された金額と11%の控除率により仕入れ増値税額を計算する。
3	納税人が、農産品販売発票或いは買取発票を取得（発行）した場合	農産品販売発票或いは買取発票に記載された農産品買価及び11%の控除率により仕入れ増値税額を計算する。
4	営業税を増値税にかえて徴収する試験期間（2016年5月1日～現在）において、納税人が、生産販売或いは委託加工の受託に用いる税率17%の農産品を購入した場合	元の控除を維持することができ、消耗する農産品は依然として13%の税率で仕入れ増値税額を控除することができる。
5	納税人が、卸売小売の段階で、増値税徴収免除政策を適用される野菜・一部の新鮮肉・卵を購入して普通発票を取得した場合	仕入れ増値税額を計算・控除する証憑にはならない。

3. 輸出増値税還付率の調整

財税〔2017〕37号は、付属書2に記載した389項目の貨物の輸出増値税還付率を11%に調整するとし、更に、輸出貨物に適用する増値税還付率は、輸出貨物の税関申告書に記載された輸出日より区分することを明確にしました。

財税〔2017〕37号は、対外貿易企業が2017年8月31日までに財税〔2017〕37号付属書2に記載の貨物を輸出し、購入時に13%の税率で増値税を徴収されている場合、還付率は13%が適用されます。購入時に11%の税率で増値税を徴収されている場合、還付率は11%が適用されます。生産企業が2017年8月31日までに財税〔2017〕37号付属書2に記載の貨物を輸出した場合、13%の還付率が適用されます。貨物を輸出した時間は、輸出貨物の税関申告書に記載された輸出日とします。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2017 年度の中国各地の前年度社会平均給与について

Q: 中国各地の前年度の社会平均給与について、教えてください。

<賃金><社会平均給与>

A: 各地における 2016 年度の月額社会平均給与は以下の通りです。

1. 社会平均給与基準

中国各省、自治区（チベット自治区を除く）、直轄市及び主要都市の 2016 年度月額社会平均給与について、各地の労働行政部門等から公表されたデータを以下の通り一覧表に纏めましたのでご参照下さい。

(単位：人民元)

各省・自治区・直轄市			各省・自治区の主要都市							
全国	5,631(※)		—							
1 北京	7,706		—							
2 天津	6,731		—							
3 上海	6,504		—							
4 江蘇	6,057	南京	7,500	蘇州	6,656	無錫	6,512	南通	5,805	
5 広東	6,071	広州	7,425	深圳	7,480	東莞	4,804	中山	5,399	
6 貴州	5,807	貴陽	5,878							
7 寧夏	5,653	銀川	5,845							
8 重慶	5,616									
9 青海	5,621	西寧	5,368							
10 四川	5,482									
11 福建	5,262	アモイ	5,768	福州	5,636					
12 海南	5,214	海口	5,169	三亜	5,419					
13 山東	5,297	済南	5,333	青島	4,910					
14 内モンゴ	5,166	呼和浩特	4,684							
15 安徽	5,107	合肥	5,921							
16 陝西	5,136	西安	5,801							
17 雲南	5,297	昆明	5,698							
18 広西	5,020	南寧	5,713							
19 甘肅	4,962	蘭州	5,584							
20 湖南	5,013	長沙	6,482							
21 遼寧	4,762	大連	6,147	瀋陽	5,620					
22 新疆	4,740	烏魯木齊	4,784							
23 山西	4,581	太原	5,402							
24 河北	4,749	石家荘	4,945							
25 浙江	4,699	杭州	5,098	寧波	5,112	平湖	4,308			
26 吉林	4,675	長春	5,579	吉林	4,419					
27 江西	4,678	南昌	5,258							
28 湖北	4,285	武漢	5,997							
29 黒龍江	4,315	哈爾濱	5,215							
30 河南	4,169	鄭州	5,096							

※全国：現時点では、2016 年度の社会平均給与が公布されていないため、都市部就業者（私営企業を除く）の平均給与を記載。

2. 社会平均給与の定義

社会平均給与とは、企業や国の事業単位等の従業員が一定期間内において取得した貨幣給与額の一人当たりの平均給与を言います。社会平均給与は、社会保障政策や賠償制度における基礎数字でもあります。計算式は以下の通りです。

社会平均給与＝報告期間の城鎮（都市部）単位給与総額÷報告期間内の城鎮単位の平均人数

- 1) 私営企業（自然人が投資して設立した営利性経済組織）の従業員を統計の対象に含む地方と含まない地方があります。
- 2) 計算式にある給与総額は税込給与であり、出来高払い給、賞与、手当、補助、残業手当のほか、個人が納付する社会保険（養老、医療、失業）及び住宅積立金等を含みます。

3. 社会平均給与の使われ方の例

(1) 社会保険と住宅積立金の納付基数の上限と下限

社会保険の納付基数は通常、所在省または市の前年度社会平均給与の300%を上限、60%を下限とします。

住宅積立金の納付基数は通常、所在市の前年度社会平均給与の300%を上限とし、下限は所在市の前年度最低賃金とするのが一般的です。

例）上海市の場合（2016年度社会平均給与：6,504元、2016年度の最低賃金：2,190元）

		企業負担比率と負担額（元）			個人負担比率と負担額（元）	
		下限	上限		下限	上限
社会保険	31.2%	$6,504 \times 60\% \times 31.2\% = 1,218$	$6,504 \times 300\% \times 31.2\% = 6,088$	10.5%	$6,504 \times 60\% \times 10.5\% = 410$	$6,504 \times 300\% \times 10.5\% = 2,049$
住宅積立金	7%	$2,190 \times 7\% = 153$	$6,504 \times 300\% \times 7\% = 1,366$	7%	$2,190 \times 7\% = 153$	$6,504 \times 300\% \times 7\% = 1,366$
合計	38.2%	1,371 元	7,454 元	17.5%	563 元	3,415 元

（上海市の社会保険制度と住宅積立金の詳細は、「中国ビジネス相談 Q&A」No. 4044 と No. 4066 をご参照下さい）

(2) 労災待遇の計算基準

労災待遇を計算する際、一部項目は所在市の前年度月額社会平均給与を計算基数とします。

例）上海市の場合（労働者が労災で死亡した際の葬祭補助金の計算基数として使用）

負担者	労災待遇	死亡	備考
労災保険基金	一時労災死亡補助金	前年度の全国都市部住民一人当たり可処分所得の20倍	672,320 元（=2016年度の全国都市部住民一人当たり可処分所得 33,616 元×20）
	葬祭補助金	6ヶ月	計算基数：上海市の前年度月額社会平均給与 39,024 元（=上海市の2016年度月額社会平均給与 6,504 元×6）
	親族扶養補助金（月毎）	30～50%	計算基数：死亡前の社会保険納付給与。配偶者は月に40%、その他親族は一人当たり月に30%。

（上海市の労災保険待遇の詳細は、2014年4月10日付け「中国ビジネス相談 Q&A」No. 3288 をご参照下さい）

以上

（作成：HR 部 楊建成）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 企業名称の「使用禁止制限」と「同一近似比較対照」規則（1）

Q: 国家工商行政管理総局が公布した、企業名称の申請に関する新たな政策について、教えてください。

＜政策法規＞＜企業名称＞＜規則＞

A: 国家工商行政管理総局は 2017 年 7 月 31 日、「[企業名称使用禁止制限規則（中国語：企業名称禁限用規則）](#)」（以下、「禁止制限規則」という）と「[企業名称同一近似比較対照規則（中国語：企業名称相同相近比对規則）](#)」（以下、「比較対照規則」という）を公布しました。これは、企業名称の審査認可行為を更に規範化し、申請者に対して、更に迅速で高効率な企業名称に関する登記、認可、比較対照のサービスを提供し、企業名称登記の管理改革を推進するものです。

1. 政策公布の背景

企業名称の登記管理改革を積極的に推進することを目的として、国家工商行政管理総局は、これまでに、深圳市、天津市、福建自由貿易試験区、北京中関村、広西防城港市、杭州越境 EC 総合試験区等における企業名称登記改革試験業務の実施に対して認可回答を出してきました。（日刊華鐘通信ビジネスQ&A「[企業名称事前登記制度取消と自主申告登記制度について（1）・（2）・（3）](#)」をご参照ください）。

国家工商行政管理総局は 2017 年 4 月、「[国家工商行政管理総局の、登記効率を高め、企業名称の登記管理改革を積極的に推進することに関する意見](#)」（工商企注字〔2017〕54 号、以下「通知」という）を公布し、全国各級企業登記機関に対し、2017 年内に、まず企業名称データベースを公開し、企業名称検索比較対照システムを構築し、高効率で迅速便利な検索、比較対照、認可、登記サービスを提供すると共に、申請審査及び登記のフローを更に簡素化するよう命じました。今回、国家工商行政管理総局が公布した「禁止制限規則」及び「比較対照規則」は、関連の改革任務を実現するための重要なステップとなるものです。

2. 「禁止制限規則」の主要内容

「禁止制限規則」は、全 33 条で構成されており、企業名称の登記認可業務に適用され、企業名称に関する禁止規則と制限規則を明確にしています。「禁止制限規則」に基づき、企業名称としての使用が禁止・制限されている内容の有無について審査を行い、認可か却下かについて決定します。

このうち、禁止規則は 11 条あり、以下分類のように、一般禁止規則（計 7 条）と特殊禁止規則（計 4 条）に分けられます。

1) 一般禁止規則（計 7 条）

No.	禁止内容（「禁止制限規則」より抜粋）
	具体的な状況
1	企業名称は、同じ企業登記機関にて既に登記登録され、認可されている、同業界の企業名称と同一であってはならない。（第 4 条）
	① 同じ登記機関で既に登記されている場合、 既に認可されているがまだ登記されておらずかつなお有効期限内である場合 又は

日刊華鐘通信 No. 4114 華鐘コンサルタントグループ会員専用 2017年9月11日(月)	
	既に申請されているがまだ認可されておらず同業界の企業名称と同一である場合。 ② 抹消登記手続を行ってから 1 年未満である同業界の企業名称と同一である場合。 ③ 同じ登記機関において企業が名称の変更を行ってから 1 年未満である場合の元の同業界における名称と同一であるとき。 ④ 設立登記が取り消され、又は営業許可証を没収されたがまだ抹消登記手続を行っていない同業界の企業名称と同一である場合。
2	企業名称には、国家や社会公共の利益を損なう内容や文字を含んでいてはならない。(第 5 条) ① 政治的に消極的影響又は悪影響を及ぼすもの。例えば「支那」、「黒太陽」、「大地主」等。 ② テロリズム、分離主義、過激主義を煽るもの。例えば「九一一」、「東突」、「占中」等。 ③ 植民文化の色彩を帯び、民族の尊厳を損ない、又は人民の感情を害するもの。 例えば「大東亜」、「大和」、「福爾摩薩」等。 ④ 種族、民族又は性別等の差別性を帯びたもの。例えば「黒鬼」等。 ⑤ 封建文化の糟粕を含み、社会の良好な習慣に反し、又は民族の風俗習慣を尊重しないもの。 例えば「鬼都」、「妻妾成群」等。 ⑥ 麻薬、猥褻、ポルノ、暴力又は賭博に関連するもの。例えば「海洛因」、「推牌九」等。
3	企業名称には、公衆を欺き、又は公衆に誤解を招く可能性のある内容や文字を含んでいてはならない。(第 6 条) ① 党、国家指導者、古参革命家、著名な烈士又は著名な模範者の氏名を含むもの。 例えば「董存瑞」、「雷鋒」等。 ② 違法組織の名称 又は 反動的政治人物若しくは公衆に知られた反面的人物の氏名を含むもの。 例えば「法輪功」、「汪精衛」、「秦桧」等。 ③ 宗教組織の名称を含み、又は顕著に宗教色を帯びているもの。 例えば「基督教」、「佛教」、「伊斯蘭教」等。
4	企業名称には、外国の国（地域）の名称及び国際組織の名称を含んでいてはならない。(第 7 条) 例：「日本」、「東京」、「世貿組織（訳注：WTO の意）」等を含んでいてはならない。
5	企業名称には、政党の名称、党政軍機関の名称、団体組織の名称、社会組織の名称及び部隊の番号を含んでいてはならない。(第 8 条) 例：「共産党」、「共青团」、「九三学社」等を含んでいてはならない。
6	企業名称は、国家規範に合致する漢字を使用しなければならず、外国語、アルファベット及びアラビア数字を用いてはならない。(第 9 条) 例：「WIN」、「ABC」、「123」等を含んでいてはならない。
7	企業名称には、その他の法律又は行政法規が禁止を規定する内容や文字を含んでいてはならない。(第 10 条) —

続く

(作成：公関部 兪穎春)

中国ビジネス相談Q & A

■ 企業名称の「使用禁止制限」と「同一近似比較対照」規則（2）

Q: 国家工商行政管理総局が公布した、企業名称の申請に関する新たな政策について、教えてください。

＜政策法規＞＜企業名称＞＜規則＞

A: 国家工商行政管理総局は2017年7月31日、「[企業名称使用禁止制限規則（中国語：企業名称禁限用規則）](#)」（以下、「禁止制限規則」という）と「[企業名称同一近似比較対照規則（中国語：企業名称相同相近比对規則）](#)」（以下、「比較対照規則」という）を公布しました。これは、企業名称の審査認可行為を更に規範化し、申請者に対して、更に迅速で高効率な企業名称に関する登記、認可、比較対照のサービスを提供し、企業名称登記の管理改革を推進するものです。

2. 「禁止制限規則」の主要内容（続き）

2) 特殊禁止規則（計4条）

No.	禁止内容（「禁止制限規則」より抜粋）
	具体的な状況
1	市轄区の名称は、企業名称中の行政区画として単独で用いることはできない。（第11条） 企業名称は、行政区画、商号、業界、組織形式の順で構成しなければならない。 企業名称中の行政区画は、本企业所在地の県級以上の行政区画の名称又は地名とする。 例：上海市企業の名称において、「静安」だけを単独で名称中の行政区画として用いてはならず、例えば「静安華鐘投資諮詢有限公司」とすることはできない。
2	企業名称中の商号は、2文字以上の国家規範に合致する漢字で構成しなければならず、行政区画、業界、組織形式を商号として用いてはならない。（第12条） 例：「鐘」という漢字一文字だけを商号とすることはできず、必ず2文字以上の規範漢字を用いなければならない。また、「上海」（=行政区画）、「投資諮詢」（=業界）、「有限公司」（=組織形式）を商号として用いることもできない。
3	企業名称において、国の法律法規及び国務院決定等が経営を禁止する業界を表示してはならない。（第13条） 企業は、その主たる経營業務に基づき、国家産業分類基準に基づいて区分された類別に照らし、企業名称において、所属する業界や経営の特徴を明示しなければならない。 国の法律法規及び国務院決定等が、企業名称中の業界について特殊な要求を有する場合、企業名称において明示しなければならない。
4	（企業は、名称中において、）その組織構造又は責任形式と一致しない組織形式を使用してはならない。（第14条） 企業は、その組織構造又は責任形式に基づいて、名称において国の法律法規及び国務院決定の規定に合致する組織形式を明示しなければならない。

日刊華鐘通信 No. 4115

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2017年9月12日(火)

「禁止制限規則」中の制限規則は15条あり、一般制限規則（計5条）と特殊制限規則（計10条）に分けられます。

3) 一般制限規則（5条）

No.	制限内容（「禁止制限規則」より抜粋）
1	企業名称は、同じ企業登記機関で既に登記登録され、認可された同業界の企業名称と近似してはならない。 ただし、投資関係がある場合を除く。（第15条）
2	企業法人の名称には、他の非営利法人の名称を含んでいてはならない。 ただし、投資関係を有し、又は当該法人の授權を得、かつ当該法人の略称又は特定の呼称を用いる場合を除く。（第16条）
3	企業名称には、別の企業の名称を含んでいてはならない。 ただし、投資関係を有し、又は当該企業の授權を得、かつ当該企業の略称又は特定の呼称を用いる場合を除く。（第17条）
4	企業名称は、非営利組織であることを明示し、若しくは暗示し、又は企業設立の目的を逸脱してはならない。 ただし、他の意味を有し、又は法律法規及び国务院決定に別途規定の有る場合を除く。 （第18条）
5	国务院が設立を決定した企業を除き、企業名称には、「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」等の文字を冠してはならない。 企業名称の中間に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」等の文字を使用する場合、当該文字は、業界を限定する語句でなければならない。 外国（地域）の出資企業の商号を使用する外商独資企業及び外国側が支配する外商投資企業は、名称の中間に「(中国)」の文字を使用することができる。 以上3種類の企業名称は、国家工商行政管理総局の認可を得なければならない。 ただし、企業名称の中間に「国際」の文字を用いる場合を除く。（第19条）

続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 企業名称の「使用禁止制限」と「同一近似比較対照」規則（3）

Q: 国家工商行政管理総局が公布した、企業名称の申請に関する新たな政策について、教えてください。

<政策法規><企業名称><規則>

A: 国家工商行政管理総局は2017年7月31日、「企業名称使用禁止制限規則（中国語：企業名称禁限用規則）」（以下、「禁止制限規則」という）と「企業名称同一近似比較対照規則（中国語：企業名称相同相近比对規則）」（以下、「比較対照規則」という）を公布しました。これは、企業名称の審査認可行為を更に規範化し、申請者に対して、更に迅速で高効率な企業名称に関する登記、認可、比較対照のサービスを提供し、企業名称登記の管理改革を推進するものです。

2. 「禁止制限規則」の主要内容（続き）

1) 特殊制限規則（10条）

(1) 行政区画の使用制限規則

No.	制限内容（「禁止制限規則」より抜粋）
1	企業名称は、企業所在地の省（自治区及び直轄市を含む）、市（州、地、盟を含む）又は県（市轄区、自治県及び旗を含む）の行政区画の名称を冠しなければならない。 ただし、以下の条件のいずれかに該当し、国家工商行政管理総局の認可を得た場合は、企業名称に企業所在地の行政区画を含まなくてもよい。 (1) 国務院において認可する場合。 (2) 国家工商行政管理総局において登記登録する場合。 (3) 登録資本(又は登録資本金)が5000万人民币元を下回らない場合。 (4) 国家工商行政管理総局に別途規定の有る場合。(第20条)
2	市轄区の名称と市行政区画を連ねて用いる企業名称は、市企業登記機関が認可する。 省、市又は県の行政区画を連ねて用いる企業名称は、最も高い級の行政区の企業登記機関が認可する。(第21条)

(2) 企業商号の使用制限規則

No.	制限内容（「禁止制限規則」より抜粋）
1	企業名称の商号は、字、単語又はその組合せで構成するものとし、文、複数の文及び段落を用いてはならない。 ただし、顕著な識別性を有する場合又は他の意味を有する短文である場合を除く。(第22条)
2	企業名称の商号には、「国家級」、「最高級」、「最佳」等、誤解を与える性質のある内容や文字を含んではならない。 ただし、他の意味を有し、又は部分的使用であって商号全体は他の意味になる場合を除く。(第23条)

日刊華鐘通信 No. 4116 華鐘コンサルタントグループ会員専用		2017年9月13日(水)
3	企業名称の商号は、外国の国家（地域）に所属する区又は都市の名称及びその略称又は特定の呼称を用いてはならない。 ただし、他の意味を有し、又は部分的使用であって商号全体が他の意味を有する場合を除く。（第24条）	
4	行政区画を商号に用いてはならない。 ただし、県以上の行政区画の地名が他の意味を有する場合を除く。（第25条）	
5	企業名称は、職業、職位、学位、職名、軍人階級、警官階級等並びにその略称及び特定の呼称を商号としてはならない。 ただし、他の意味を有し、又は部分的使用であって商号全体は他の意味になる場合を除く。（第26条）	
6	企業は、国家工商行政管理総局がかつて著名商標として保護した規範的漢字を、同業界における企業名称の商号として使用してはならない。 ただし、既に当該著名商標の保有者の授權を得ている場合を除く。（第27条）	

(3) 業界の使用制限規則

No.	制限内容（「禁止制限規則」より抜粋）
1	企業名称中の業界は、主たる経營業務と一致しない用語を用いて表現してはならず、以下の条件に合致する場合は、国民経済産業分類の用語を用いずに企業が従事する業界を表現することができる。 (1) 企業の経済活動の性質が、それぞれ国民経済産業分類の大分類5種類以上に属する場合。 (2) 企業の登録資本（又は登録資本金）が1億元以上又は企業グループの親会社である場合。 (3) 同じ企業登記機関で登記され、認可された同じ類別の企業名称中の商号と同一でない場合。 （第28条）
2	法律法規、国务院決定及び国家工商行政管理総局の規定又は規範性文書に企業名称の業界表現について特別な規定の有る場合は、その規定に従う。（第29条）

続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 企業名称の「使用禁止制限」と「同一近似比較対照」規則（4）

Q: 国家工商行政管理総局が公布した、企業名称の申請に関する新たな政策について、教えてください。

＜政策法規＞＜企業名称＞＜規則＞

A: 国家工商行政管理総局は2017年7月31日、「企業名称使用禁止制限規則（中国語：企業名称禁限用規則）」（以下、「禁止制限規則」という）と「企業名称同一近似比較対照規則（中国語：企業名称相同相近比対規則）」（以下、「比較対照規則」という）を公布しました。これは、企業名称の審査認可行為を更に規範化し、申請者に対して、更に迅速で高効率な企業名称に関する登記、認可、比較対照のサービスを提供し、企業名称登記の管理改革を推進するものです。

3. 「比較対照規則」の主要内容

「比較対照規則」は主として、企業登記機関が情報化技術を利用し、企業名称比較対照システムを構築して整備し、申請者の企業名称申請における比較対照サービスを提供する場合に適用されます。

「比較対照規則」では、企業登記機関は、比較対照結果をオンラインのウェブサイト等の方式で申請者に提供し、その参考や選択に供することを明確にしています。

また、企業名称が「同一」又は「近似」であるとシステムが提示するケースについて、以下のように明確に定めています。

1) システムが「同一」と判断する場合（第3条）

No.	状況	例
1	同じ企業登記機関において既に登記され、認可されている企業名称と完全に同一である場合。	-
2	同じ企業登記機関において既に登記され、認可されている企業名称の行政区画、商号、業界及び組織形式の配列順序は異なるが、文字が同一である場合。	・北京紅光酒業發展有限公司 ・紅光（北京）酒業發展有限公司
3	同じ企業登記機関で既に登記され、認可されている企業名称の商号、業界の文字が同一であるが、行政区画又は組織形式が異なる場合。	・北京紅光酒業有限公司 ・紅光酒業有限公司 ・北京紅光酒廠

2) システムが「近似」と判断する場合（第4条）

No.	状況	例
1	同じ企業登記機関で既に登記され、認可された同業界の企業名称の商号が同一である場合において、業界の表現は異なるが意味が同一であるとき。	・万青地産有限公司 ・万青房地產有限公司 ・万青置業有限公司
2	同じ企業登記機関で既に登記され、認可された同業界の企業名称の商号の発音が同一である場合において、業界	・北京牛欄山酒業有限公司 ・北京牛蘭山酒業有限公司

日刊華鐘通信 No. 4117		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2017年9月14日(木)
	の表現が同一であるとき又は業界の表現は異なるが内容が同一であるとき。	・北京牛藍山白酒有限公司	
3	商号が同じ企業登記機関で既に登記され、認可された同業界の企業名称の商号を含み、又は当該企業名称の商号に含まれている場合において、業界の表現が同一であるとき又は業界の表現は異なるが内容が同一であるとき。	・北京阿里巴巴網絡科技有限公司 ・北京阿里巴巴巴巴網絡科技有限公司 ・北京阿里巴巴在線情報科技有限公司	
4	商号が、同じ企業登記機関で既に登記され、認可された同業界の企業名称の商号と一部発音が同一である場合において、業界の表現が同一であるとき又は業界の表記は異なるが内容が同一である場合。	・北京阿里巴巴科技有限公司 ・北京馬雲阿理巴巴科技有限公司 ・北京阿理巴巴金控技術有限公司	
5	業界の表現を含まない場合又は実業若しくは発展等、国民経済産業分類の用語によって業界を表現していない場合において、同じ企業登記機関で既に登記され、認可されている同じ類別の企業名称の商号を含み、若しくは当該企業名称の商号に含まれているとき、又はその商号の発音が同一であるとき、若しくはその含む部分若しくは含まれる部分の発音が同一であるとき。	・北京牛蘭山有限公司 ・北京金牛欄山有限公司 ・北京全聚德有限公司 ・北京荃巨得有限公司 ・北京宏荃聚德実業有限公司	

申請者が、比較対照システムを通じて申請企業名称を検索する際、申請しようとする企業名称が同じ企業登記機関で既に登記認可されている企業名称と同一である場合、同一の企業名称を表示し、当該申請は認められないことを提示します。

申請しようとする企業名称が、同じ企業登記機関で既に登記認可された企業名称と近似している場合、近似する企業名称リストを表示し、当該申請は認められ得ると提示されます。

しかし、審査によって認可されない可能性が存在し、認可しても使用中において権利侵害の争議が発生する可能性が存在し、不適切な企業名称として強制的に変更させられるリスクが存在します。

4. 政策の実施計画

情報によると、「禁止制限規則」と「比較対照規則」が公布された後、各地工商行政管理部門は、これらの文書に基づいて企業名称検索比較対照システムを構築して整備しており、2017年10月1日より、社会に企業名称データベースが開放され、申請者に高効率で迅速便利な検索・比較対照・認可・登記サービスが提供されるということです。

また、申請・審査及び登記フローの簡素化や、関連法律法規の改正等に関する作業も徐々に推進されており、今後、政府工商行政管理部門は監督管理を実行し、規定に合致しない企業名称については是正させ、最終的に企業名称の自主申告と責任の自己負担を実現するとしています。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

自動車販売管理弁法

汽车销售管理办法

商務部令 2017 年第 1 号

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
《汽车销售管理办法》已经 2017 年 2 月 20 日商务部第 92 次部务会议审议通过，现予公布，自 2017 年 7 月 1 日起施行。经商发展改革委、工商总局同意，《汽车品牌销售管理实施办法》（商务部、发展改革委、工商总局令 2005 年第 10 号）同时废止。 部长 钟山 2017 年 4 月 5 日	『自動車販売管理弁法』は、2017 年 2 月 20 日に商務部第 92 回部務會議にて審議、可決したため、ここに公布し、2017 年 7 月 1 日より施行する。同時に、發展改革委・工商総局との協議・合意に基づき、『自動車ブランド販売管理実施弁法』（商務部・發展改革委・工商総局令 2005 年第 10 号）は廃止する。 部長 鐘山 2017 年 4 月 5 日
第一章 总则	第 1 章 総則
第一条 为促进汽车市场健康发展，维护公平公正的市场秩序，保护消费者合法权益，根据国家有关法律、行政法规，制定本办法。	第 1 条 自動車市場の健全な發展を促進し、公平で公正な市場秩序を維持し、消費者の合法的權益を保護するために、国家の関連法律・行政法規に基づき、本弁法を制定する。
第二条 在中华人民共和国境内从事汽车销售及其相关服务活动，适用本办法。 从事汽车销售及其相关服务活动应当遵循合法、自愿、公平、诚信的原则。	第 2 条 中華人民共和国の国内で自動車販売及び関連のサービス活動に従事する場合に、本弁法を適用する。 自動車販売及び関連のサービス活動に従事する場合、合法・自主・公平・誠実信用の原則を遵守しなければならない。
第三条 本办法所称汽车，是指《汽车和挂车类型的术语和定义》(GB/T 3730.1)定义的汽车，且在境内未办理注册登记的新车。	第 3 条 本弁法でいうところの自動車とは、『自動車及びトレーラー類の専門用語及び定義』（GB/T 3730.1）にて定義する自動車を指し、且つ国内で登録登記していない新車を言う。
第四条 国家鼓励发展共享型、节约型、社会化的汽车销售和售后服务网络，加快城乡一体的汽车销售和售后服务网络建设，加强新能源汽车销售和售后服务网络建设，推动汽车流通模式创新。	第 4 条 国家は、共有型・節約型・社会化した自動車販売及びアフターサービスネットワークの發展、都市と農村が一体となった自動車販売及びアフターサービスネットワークの建設の加速、新エネルギー自動車の販売

	及びアフターサービスネットワークの建設の強化、自動車流通モデルのイノベーションの推進を奨励する。
第五条 在境内销售汽车的供应商、经销商，应当建立完善汽车销售和售后服务体系，保证相应的配件供应，提供及时、有效的售后服务，严格遵守家用汽车产品“三包”、召回等规定，确保消费者合法权益。	第5条 国内で自動車を販売するサプライヤー、ディーラーは、自動車販売及びアフターサービスの体系を構築して充実させ、相応のスペアパーツの供給を保証し、速やかで効果的なアフターサービスを提供し、自家用車製品の“三包”・リコール等の規定を厳格に遵守し、消費者の合法的權益を確保しなければならない。
第六条 本办法所称供应商，是指为经销商提供汽车资源的境内生产企业或接受境内生产企业转让销售环节权益并进行分销的经营者以及从境外进口汽车的经营者。 本办法所称经销商，是指获得汽车资源并进行销售的经营者。 本办法所称售后服务商，是指汽车销售后提供汽车维护、修理等服务活动的经营者。	第6条 本弁法でいうところのサプライヤーとは、ディーラーに自動車資源を提供する国内生産企業或いは国内生産企業から販売段階の權益譲渡を受けて販売を実施する経営者ならびに国外から自動車を輸入する経営者を指す。 本弁法でいうところのディーラーとは、自動車資源を取得して販売する経営者を指す。 本弁法でいうところのアフターサービス業者とは、自動車を販売した後に自動車のメンテナンス・修理等のサービス活動を提供する経営者を指す。
第七条 国务院商务主管部门负责制定全国汽车销售及其相关服务活动的政策规章，对地方商务主管部门的监督管理工作进行指导、协调和监督。 县级以上地方商务主管部门依据本办法对本行政区域内汽车销售及其相关服务活动进行监督管理。	第7条 國務院商務主管部門は、全国の自動車販売及びその関連サービス活動に関する政策規律の制定、地方商務主管部門の監督管理作業に対する指導・協調及び監督の実施に責を負う。 県級以上の地方商務主管部門は、本弁法に基づいて自行政区域内の自動車販売及び関連のサービス活動に対して監督管理を実施する。
第八条 汽车行业协会、商会应当制定行业规范，提供信息咨询、宣传培训等服务，开展行业监测和预警分析，加强行业自律。	第8条 自動車産業協会・商会は、業界規範を制定し、情報コンサルティング・宣伝・研修等のサービスを提供し、業界のモニタリングや警告分析を行い、産業の自律を強化しなければならない。
第二章 销售行为规范	第2章 販売行為規範

第九条 供应商、经销商销售汽车、配件及其他相关产品应当符合国家有关规定和标准,不得销售国家法律、法规禁止交易的产品。	第9条 サプライヤー・ディーラーが自動車・スเปアパーツ及びその他の関連製品を販売する場合、国家の関連規定及び基準に符合していなければならない、国家の法律法規が取引を禁止する製品を販売してはならない。
第十条 经销商应当在经营场所以适当形式明示销售汽车、配件及其他相关产品的价格和各项服务收费标准,不得在标价之外加价销售或收取额外费用。	第10条 ディーラーは、経営場所において、適切な形式で、販売する自動車・スเปアパーツ及びその他の関連製品の価格や各項サービス費用の基準を明示しなければならない、表示価格以外に価格を追加して販売したり、規定外の費用を徴収したりしてはならない。
第十一条 经销商应当在经营场所明示所出售的汽车产品质量保证、保修服务及消费者需知悉的其他售后服务政策,出售家用汽车产品的经销商还应当在经营场所明示家用汽车产品的“三包”信息。	第11条 ディーラーは、経営場所において、販売する自動車製品の品質保証・修理保証サービス及び消費者が知る必要のあるその他のアフターサービスポリシーを明示しなければならない、自家用車製品を販売するディーラーは更に、経営場所に自家用車製品の“三包”情報を明示しなければならない。
第十二条 经销商出售未经供应商授权销售的汽车,或者未经境外汽车生产企业授权销售的进口汽车,应当以书面形式向消费者作出提醒和说明,并书面告知向消费者承担相关责任的主体。 未经供应商授权或者授权终止的,经销商不得以供应商授权销售汽车的名义从事经营活动。	第12条 ディーラーが、サプライヤーの販売授權を受けていない自動車を販売する場合、或いは国外の自動車生産企業の販売授權を受けていない輸入自動車を販売する場合、書面形式で消費者に注意を促し、説明すると共に、書面にて、関連の責任を負う主体を消費者に告知しなければならない。 サプライヤーから授權を得ていない場合、或いは授權が終了した場合、ディーラーは、サプライヤーからの授權を受けた自動車販売の名目で経営活動に従事してはならない。
第十三条 售后服务商应当向消费者明示售后服务的技术、质量和服务规范。	第13条 アフターサービス業者は、消費者に対し、アフターサービスの技術・品質及びサービスの規範を明示しなければならない。
第十四条 供应商、经销商不得限定消费者户籍所在地,不得对消费者限定汽车配件、用品、金融、保险、救援等产品的提供商和售后服务商,但家用汽车产品“三包”服务、召回等由供应商承担费用时使用的配件和服务除外。 经销商销售汽车时不得强制消费者购买	第14条 サプライヤー・ディーラーは、消費者の戸籍所在地を限定してはならず、消費者に対して自動車のスเปアパーツ・用品・金融・保険・救援等の製品のプロバイダーやアフターサービス業者を限定してはならないが、自家用車製品の“三包”サービス・リコ

保险或者强制为其提供代办车辆注册登记等服务。	ール等、サプライヤーが費用負担する際に使用するスペアパーツやサービスを除く。 ディーラーは、自動車を販売する際に、消費者に保険加入を強制したり、消費者に提供する車両登録登記代行等のサービスの購入を強制したりしてはならない。
第十五条 经销商向消费者销售汽车时,应当核实登记消费者的有效身份证明,签订销售合同,并如实开具销售 发票。	第 15 条 ディーラーは、消費者に自動車を販売する際、消費者の有効な身分証明を照合確認して登記し、販売契約を締結し、事実のとおり販売領収書を発行しなければならない。
第十六条 供应商、经销商应当在交付汽车的同时交付以下随车凭证和文件,并保证车辆配置表述与实物配置相一致: (一) 国产汽车的机动车整车出厂合格证; (二) 使用国产底盘改装汽车的机动车底盘出厂合格证; (三) 进口汽车的货物进口证明和进口机动车检验证明等材料; (四) 车辆一致性证书,或者进口汽车产品特殊认证模式检验报告; (五) 产品中文使用说明书; (六) 产品保修、维修保养手册; (七) 家用汽车产品“三包”凭证。	第 16 条 サプライヤー・ディーラーは、自動車を引き渡す際に、同時に以下の証明や文書を引き渡すと共に、記載された車両配置と実物の配置が一致することを保証しなければならない。 (1) 国産自動車の機動車両完成車出荷合格证 (2) 国産シャーシーを用いて自動車を改装した機動車両シャーシー出荷合格证 (3) 輸入自動車の貨物輸入証明及び輸入機動車両検査証明等の資料 (4) 車両一致性証書、或いは輸入自動車製品特殊認証モデル検査報告書 (5) 製品の中国語の使用説明書 (6) 製品の修理保証・メンテナンス・保全のハンドブック (7) 自家用車製品の“三包”証書。
第十七条 经销商、售后服务商销售或者提供配件应当如实标明原厂配件、质量相当配件、再制造件、回用件等,明示生产商(进口产品为进口商)、生产日期、适配车型等信息,向消费者销售或者提供原厂配件以外的其他配件时,应当予以提醒和说明。 列入国家强制性产品认证目录的配件,应当取得国家强制性产品认证并加施认证标志后方可销售或者在售后服务经营活动中使用,依据国家有关规定允许办理免于国家强制性	第 17 条 ディーラー・アフターサービス業者がスペアパーツを販売或いは提供する場合、純正スペアパーツ・品質同等スペアパーツ・リメイク部品・リユース部品等を事実のとおりに表示し、メーカー（輸入製品はインポーター）・生産日・適合する車種モデル等の情報を明示しなければならない、消費者に純正スペアパーツ以外のその他のスペアパーツを販売或いは提供する場合は、注意を促し、説明しなければならない。

产品认证的除外。 本办法所称原厂配件，是指汽车生产商提供或认可的，使用汽车生产商品牌或其认可品牌，按照车辆组装零部件规格和产品标准制造的零部件。 本办法所称质量相当配件，是指未经汽车生产商认可的，由配件生产商生产的，且性能和质量达到原厂配件相关技术标准要求的零部件。 本办法所称再制造件，是指旧汽车零部件经过再制造技术、工艺生产后，性能和质量达到原型新品要求的零部件。 本办法所称回用件，是指从报废汽车上拆解或维修车辆上替换的能够继续使用的零部件。	国家強制性製品認証リストにあるスペアパーツは、国家強制性製品認証を取得しなければならず、認証ラベルを付してはじめて、販売するか若しくはアフターサービス経営活動中で使用することができる。ただし、国家関連規定に基づき国家強制性製品認証手続きの免除を許可されている場合を除く。 本弁法でいうところの純正スペアパーツとは、自動車メーカーが提供するか若しくは認可し、自動車メーカーのブランド或いはその認可するブランドを用いて、車両組立部品規格及び製品基準に基づいて製造された部品を指す。 本弁法でいうところの品質同等スペアパーツとは、自動車メーカーの認可を得ておらず、スペアパーツメーカーが生産し、且つ性能や品質が純正スペアパーツに関する技術基準要求に到達している部品を指す。 本弁法でいうところのリメイク部品とは、中古自動車部品を、リメイク技術・プロセスにより生産した結果、性能や品質が元の新品要求に到達している部品を指す。 本弁法でいうところのリユース部品とは、廃棄自動車を分解したり、車両メンテナンスの際に取り換えたりして、引き続き使用可能な部品を指す。
第十八条 供应商、经销商应当建立健全消费者投诉制度，明确受理消费者投诉的具体部门和人员，并向消费者明示投诉渠道。投诉的受理、转交以及处理情况应当自收到投诉之日起7个工作日内通知投诉的消费者。	第18条 サプライヤー・ディーラーは、健全な消費者クレーム制度を構築し、消費者クレームを受理する具体的な部門や人員を明確にすると共に、消費者に、クレームのルートを示す。クレームの受理・転送及び処理の状況は、クレームを受けた日から7労働日以内に、クレームを出した消費者に通知しなければならない。
第三章 销售市场秩序	第3章 販売市場の秩序
第十九条 供应商采取向经销商授权方式销售汽车的，授权期限（不含店铺建设期）一般每次不低于3年，首次授权期限一般不低于5	第19条 サプライヤーがディーラーに対する授權方式により自動車を販売する場合、授權期限（店舗建設期間を含まない）は一般に

年。双方协商一致的,可以提前解除授权合同。	1回あたり3年を下回らず、初回授權期限は一般に5年を下回らない。双方が協議一致する場合は、期限満了前に授權契約を解除することができる。
第二十条 供应商应当向经销商提供相应的营销、宣传、售后服务、技术服务等业务培训及技术支持。 供应商、经销商应当在本企业网站或经营场所公示与其合作的售后服务商名单。	第20条 サプライヤーはディーラーに、相応の営業・宣伝・アフターサービス・技術サービス等の業務研修や業務サポートを提供しなければならない。 サプライヤー・ディーラーは、自社のウェブサイト或いは経営場所に、合作するアフターメンテナンス業者の名簿を公示しなければならない。
第二十一条 供应商不得限制配件生产商(进口产品为进口商)的销售对象,不得限制经销商、售后服务商转售配件,有关法律法规规章及其配套的规范性文件另有规定的除外。 供应商应当及时向社会公布停产或者停止销售的车型,并保证其后至少10年的配件供应以及相应的售后服务。	第21条 サプライヤーは、スペアパーツ生産者（輸入製品はインポーター）の販売対象を制限してはならず、ディーラー・アフターサービス業者のスペアパーツ転売を制限してはならないが、関連の法律法規や規律及びそれに付帯する規範性文書に別途規定を有する場合を除く。 サプライヤーは、生産停止或いは販売停止する車種モデルを適時社会に公布し、その後少なくとも10年間のスペアパーツの供給及び相応のアフターサービスを保証しなければならない。
第二十二条 未违反合同约定被供应商解除授权的,经销商有权要求供应商按不低于双方认可的第三方评估机构的评估价格收购其销售、检测和维修等设施设备,并回购相关库存车辆和配件。	第22条 ディーラーは、契約の約定に違反していないのにサプライヤーから授權を解除された場合、サプライヤーに対し、双方が認可する第三者評価機関の評価を下回らない価格で、販売・検査測定或いはメンテナンス等の施設や設備を買い取り、また関連の在庫車両やスペアパーツを買い戻すよう、要求する権利を有する。
第二十三条 供应商发生变更时,应当妥善处理相关事宜,确保经销商和消费者的合法权益。 经销商不再经营供应商产品的,应当将客户、车辆资料和维修历史记录在授权合同终止后30日内移交给供应商,不得实施有损于供	第23条 サプライヤーに変更が発生した場合、関連の事項を適切に処理し、ディーラー及び消費者の合法的權益を確保しなければならない。 ディーラーが今後サプライヤーの製品を取り扱わない場合、顧客・車両資料及びメン

应商品牌形象的行为; 家用汽车产品经销商不再经营供应商产品时, 应当及时通知消费者, 在供应商的配合下变更承担“三包”责任的经销商。供应商、承担“三包”责任的经销商应当保证为消费者继续提供相应的售后服务。	テナンス履歴の記録を、授權契約終了後 30 日以内にサプライヤーに引き渡さなければならず、サプライヤーのブランドイメージを損なう行為を行ってはならない。また、自家用車製品のディーラーが今後サプライヤーの製品を取り扱わない場合、速やかに消費者に告知し、サプライヤーの協力のもとで、“三包”の責を負うディーラーを変更しなければならない。サプライヤー・“三包”の責を負うディーラーは、消費者への継続した相応のアフターサービスの提供を、保証しなければならない。
第二十四条 供应商可以要求经销商为本企业品牌汽车设立单独展区, 满足经营需要和维护品牌形象的基本功能, 但不得对经销商实施下列行为: (一) 要求同时具备销售、售后服务等功能; (二) 规定整车、配件库存品种或数量, 或者规定汽车销售数量, 但双方在签署授权合同或合同延期时就上述内容书面达成一致的除外; (三) 限制经营其他供应商商品; (四) 限制为其他供应商的汽车提供配件及其他售后服务; (五) 要求承担以汽车供应商名义实施的广告、车展等宣传推广费用, 或者限定广告宣传和媒体; (六) 限定不合理的经营场地面积、建筑物结构以及有偿设计单位、建筑单位、建筑材料、通用设备以及办公设施的品种或者供应商; (七) 搭售未订购的汽车、配件及其他商品; (八) 干涉经销商人力资源和财务管理以及其他属于经销商自主经营范围内的活动; (九) 限制本企业汽车产品经销商之间相互转售。	第 24 条 サプライヤーはディーラーに対し、自社ブランドの自動車のために単独の展示エリアを設け、経営の必要性やブランドイメージの維持を満たす基本的機能を持つよう求めることができるが、ディーラーに以下の行為を実施させてはならない。 (1) 販売とアフターサービス等の機能を同時に備えるよう要求すること。 (2) 完成車・スペアパーツの在庫品種若しくは数量を規定すること、或いは自動車販売数量を規定すること。但し、双方が授權契約を締結或いは延長する際に、これらの内容について書面で合意している場合を除く。 (3) 他のサプライヤーの商品の販売を制限すること。 (4) 他のサプライヤーの自動車に対してスペアパーツ及びその他のアフターサービスを提供することを制限すること。 (5) 自動車サプライヤーの名義で実施する広告・オートショー等のプロモーション費用の負担を求めること、或いは広告宣伝の方式やメディアを限定すること。 (6) 不合理に経営場所の面積・建築物の構造及び有償の設計会社・建築会社・建築資材・汎用設備ならびに事務施設のブラン

	ド或いはサプライヤーを限定すること。 (7) 未発注の自動車・スベアパーツ及びその他の商品の抱合せ販売 (8) ディーラーの人的資源や財務管理に干渉すること、及び、ディーラーの自主経営範囲に属するその他の活動に干渉すること。 (9) 本企業の自動車製品のディーラー間の相互転売を制限すること。
第二十五条 供应商制定或实施营销奖励等商务政策应当遵循公平、公正、透明的原则。 供应商应当向经销商明确商务政策的主要内容，对于临时性商务政策，应当提前以双方约定的方式告知；对于被解除授权的经销商，应当维护经销商在授权期间应有的权益，不得拒绝或延迟支付销售返利。	第 25 条 サプライヤーが販売奨励等のビジネス施策を制定或いは実施する場合、公平・公正・透明の原則を遵守しなければならない。 サプライヤーはディーラーに対しビジネス施策の主要内容を明確にすると共に、臨時的なビジネス施策については、事前に双方が約定した方式で告知しなければならない。授權解除されるディーラーに対しては、授權期間においてディーラーが得るべき權益を保護しなければならない、販売リベートの支払いを拒んだり遅延したりしてはならない。
第二十六条 除双方合同另有约定外， 供应商在经销商获得授权销售区域内不得向消费者直接销售汽车。	第 26 条 双方が契約で別途約定する場合を除き、 サプライヤーは、ディーラーが販売授權を獲得した区域内で、消費者に直接自動車を販売してはならない。
第四章 监督管理	第 4 章 監督管理
第二十七条 供应商、经销商应当自取得营业执照之日起 90 日内通过国务院商务主管部门全国汽车流通信息管理系统备案基本信息。供应商、经销商备案的基本信息发生变更的，应当自信息变更之日起 30 日内完成信息更新。 本办法实施以前已设立的供应商、经销商应当自本办法实施之日起 90 日内按前款规定备案基本信息。 供应商、经销商应当按照国务院商务主管部门的要求，及时通过全国汽车流通信息管理系统报送汽车销售数量、种类等信息。	第 27 条 サプライヤー・ディーラーは、營業許可証を取得した日から 90 日以内に、國務院商務主管部門の全国自動車流通情報管理システムを通じて基本情報を届け出なければならない。サプライヤー・ディーラーは、届出した基本情報に変更が発生した場合、情報変更日から 30 日以内に、情報の更新を完了しなければならない。 本弁法実施以前に既に設立しているサプライヤー・ディーラーは、本弁法実施日から 90 日以内に、前項規定に基づき基本情報を届け出なければならない。

	サプライヤー・ディーラーは、国務院商務主管部門の要求に基づいて、適時、全国自動車流通情報管理システムを通じて自動車販売台数・種類等の情報を提出しなければならない。
第二十八条 经销商应当建立销售汽车、用户等信息档案，准确、及时地反映本区域销售动态、用户要求和其他相关信息。汽车销售、用户等信息档案保存期不得少于 10 年。	第 28 条 ディーラーは、販売自動車やユーザー等の情報ファイルを作成し、正確且つ速やかに、担当地域の販売動態・ユーザーの要求及びその他の関連情報を反映しなければならない。自動車販売・ユーザー等の情報ファイルの保存期間は、10 年を下回らないものとする。
第二十九条 县级以上地方商务主管部门应当依据职责，采取“双随机”办法对汽车销售及其相关服务活动实施日常监督检查。 监督检查可以采取下列措施： （一）进入供应商、经销商从事经营活动的场所进行现场检查； （二）询问与监督检查事项有关的单位和个人，要求其说明情况； （三）查阅、复制有关文件、资料，检查相关数据信息系统及复制相关信息数据； （四）依据国家有关规定采取的其他措施。	第 29 条 県級以上の地方商務主管部門は、職責に則り、“ダブルランダム”の方法で、自動車販売及び関連のサービス活動に対して日常の監督検査を実施するものとする。 監督検査は、以下の措置を採ることができる。 （1）サプライヤー・ディーラーが経営活動に従業員する場所に立ち入り、現場検査を実施する。 （2）監督検査事項に関連する単位や個人に質問し、状況を説明するよう求める。 （3）関連の文書・資料を閲覧・複製し、関連のデータ情報システムを検査し、関連の情報データを複製する。 （4）国家関連規定に基づき用いるその他の措置。
第三十条 县级以上地方商务主管部门应当会同有关部门建立企业信用记录，纳入全国统一的信用信息共享交换平台。对供应商、经销商有关违法违规行依法作出处理决定的，应当录入信用档案，并及时向社会公布。	第 30 条 県級以上の地方商務主管部門は、関連部門と共同で企業信用記録を作成し、全国統一の信用情報共有交換プラットフォームに組み入れなければならない。サプライヤー・ディーラーの、関連法律法規に違反する行為に対し、法に基づき処理決定を下す場合、信用ファイルに記録し、適時社会に公布しなければならない。
第三十一条 供应商、经销商应当配合政府有关部门开展走私、盗抢、非法拼装等嫌疑车辆	第 31 条 サプライヤー・ディーラーは、政府関連部門が実施する密輸・強盗・違法アッ

调查，提供车辆相关信息。	センブリ等の嫌疑がある車両の調査に協力し、車両の関連情報を提供しなければならない。
第五章 法律责任	第5章 法的責任
第三十二条 违反本办法第十条、第十二条、第十四条、第十七条第一款、第二十一条、第二十三条第二款、第二十四条、第二十五条、第二十六条有关规定的，由县级以上地方商务主管部门责令改正，并可给予警告或3万元以下罚款。	第32条 本弁法第10条・第12条・第14条・第17条第1項・第21条・第23条第2項・第24条・第25条・第26条の関連規定に違反した場合、県級以上の地方商務主管部門が改善を命令し、併せて警告を与えるか若しくは3万元以下の罰金を科すことができる。
第三十三条 违反本办法第十一条、第十五条、第十八条、第二十条第二款、第二十七条、第二十八条有关规定的，由县级以上地方商务主管部门责令改正，并可给予警告或1万元以下罚款。	第33条 本弁法第11条・第15条・第18条・第20条第2項・第27条・第28条の関連規定に違反した場合、県級以上の地方商務主管部門が改善を命令し、併せて警告を与えるか若しくは1万元以下の罰金を科すことができる。
第三十四条 县级以上商务主管部门的工作人员在汽车销售及其相关服务活动监督管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第34条 県級以上の商務主管部門の勤務人員が、自動車販売及び関連のサービス活動の監督管理業務において職権を濫用したり、職務を疎かにしたり、私利のために不正を働いたりした場合、法に基づき処分する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
第六章 附 则	第6章 付則
第三十五条 省级商务主管部门可结合本地区实际情况制定本办法的实施细则，并报国务院商务主管部门备案。	第35条 省級商務主管部門は、自地区の実際状況と結合して本弁法の実施細則を制定することができ、國務院商務主管部門に届出るものとする。
第三十六条 供应商通过平行进口方式进口汽车按照平行进口相关规定办理。	第36条 サプライヤーが平行輸入の方式で自動車を輸入する場合、平行輸入に関する規定に基づいて取り扱う。
第三十七条 本办法自2017年7月1日起施行。	第37条 本弁法は2017年7月1日より施行する。